

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた廃棄物管理施設の設工認作成要領【基本設計方針】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	廃棄物管理施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<p>Q. 基本設計方針、適用基準及び適用規格 基本設計方針としては、技術基準規則の要求を満たすための基本的な方針を記載することとし、特に常用又は非常用電源設備では負荷の機能に応じたケーブル仕様の採用方針、火災防護設備では火災区画と防護対象設備及び消火設備等の関係（安全上重要なケーブルの敷設状況との関係を含む。）並びに浸水防護施設では防水区画、防護対象設備、ドレンライン及び排水設備等の関係など、個別機器等で記載要求事項となっていない項目について技術基準規則に適合するために必要な設計条件を記載する必要がある。</p> <p>また、要目表に記載する機器等は、設計基準対象施設又は重大事故等対処設備としての機能ごとに、耐震及び構造強度設計上考慮する設備区分を記載するものとする。</p>	<p>3 設工認申請における基本設計方針の作成要領</p> <p>1. 目的 「基本設計方針」の基本的な作成要領について定める。</p> <p>2. 基本設計方針の資料構成</p> <p>(1) 基本設計方針の資料構成は、「設工認申請における資料作成に当たっての基本的考え方」に基づき、技術基準規則の要求を満たすための基本的な設計方針を記載する構成とする。</p> <p>(2) 基本設計方針の記載は、事業変更許可申請書の施設登場順に「施設（系統）」ごとに作成する。（例：「廃棄物管理設備本体の基本設計方針」→「放射性廃棄物の受入施設の基本設計方針」→「計測制御系統施設の基本設計方針」…）</p> <p>(3) 基本設計方針を作成するにあたり、技術基準規則への適合性を逐条的に示すために、「条文」ごとに基本設計方針を作成した上で、その内容を基に、「施設（系統）」ごとの基本設計方針（以下「基本設計方針」という。）に再構成するための方針を以下に示す。</p> <p>また、事業変更許可との整合性を説明するため、系統構成や主要設備について整理し、設備の設計方針として組み込む。</p> <p>a. 逐条的に示した基本設計方針を条文単位で、各施設（系統）に共通する設計方針と、施設固有の設計方針とに分類し、前者を「共通項目」、後者を「個別項目」とする。</p> <p>なお、事業変更許可との整合のために整理した設備の系統構成及び主要設備に関する基本設計方針は「個別項目」に展開する。</p> <p>b. 基本設計方針の構成は、上記の「共通項目」を第1章、「個別項目」を第2章とする。共通項目と個別項目の構成については以下に示す。</p> <p>【共通項目の基本構成について】</p> <p>c. 共通項目の記載単位は基本的には技術基準規則の条文単位とするが、自然現象、設備に対する要求等の要求内容が同じものについては、複数条文を同一項目にまとめて記載する。また、記載順序は技術基準規則の条項順を基本とする。共通項目の章立てについて別紙1に示す。</p>	<p>3 工事計画認可申請における基本設計方針の作成要領</p> <p>1. 目的 「基本設計方針」の基本的な作成要領について定める。</p> <p>2. 基本設計方針の資料構成</p> <p>(1) 基本設計方針の資料構成は、「発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド」に記載される「基本設計方針、適用基準及び適用規格」に基づき、技術基準規則の要求を満たすための基本的な設計方針を記載する構成とする。</p> <p>(2) 基本設計方針の記載は、別表第二の施設登場順に「施設（系統）」ごとに作成する。（例：「原子炉本体の基本設計方針」→「核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針」→「原子炉冷却系統施設の基本設計方針」…）</p> <p>(3) 基本設計方針を作成するにあたり、技術基準規則への適合性を逐条的に示すために、「条文」ごとに基本設計方針を作成した上で、その内容を基に、「施設（系統）」ごとの基本設計方針（以下「基本設計方針」という。）に再構成するための方針を以下に示す。</p> <p>a. 逐条的に示した基本設計方針を条文単位で、各施設（系統）に共通する設計方針と、施設固有の設計方針とに分類し、前者を「共通項目」、後者を「個別項目」とする。</p> <p>b. 基本設計方針の構成は、上記の「共通項目」を第1章、「個別項目」を第2章とする。共通項目と個別項目の構成については以下に示す。</p> <p>【共通項目の基本構成について】</p> <p>c. 共通項目の記載単位は基本的には技術基準規則の条文単位とするが、自然現象、設備に対する要求等の要求内容が同じものについては、複数条文を同一項目にまとめて記載する。また、記載順序は技術基準規則の条項順を基本とする。共通項目の章立てについて別紙1に示す。</p> <p>d. 共通項目は「原子炉冷却系統施設」（以下「原冷」という）のみに記載し、その他の施設の共通項目に関する基本設計方針は原冷の記載を適宜呼び込む。</p>	<p>基本設計方針は全施設の共通項目、個別項目をまとめて記載することから施設間での呼び込みは行わない。</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた廃棄物管理施設の設工認作成要領【基本設計方針】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	廃棄物管理施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>d. 共通項目のうち、「火災による損傷の防止」の基本設計方針は火災防護設備（消防用設備）の基本設計方針を呼び込む。</p> <p>【個別項目の基本構成について】</p> <p>e. 個別項目の記載内容は、逐条的に示した各基本設計方針の中で、当該施設に該当する内容を集約して記載する。個別項目の章立てについて別紙1に示す。</p> <p>f. 各施設の「個別項目」の章立てについては、事業変更許可申請書の設備項目を基に項目及びその順序を構成する。ただし、技術基準規則等の要求も踏まえながら、記載項目、順序などは必要により変更する。個別項目の章立てと事業変更許可申請書との比較表を別紙2に示す。</p> <p>g. 「個別項目」の事業変更許可申請書の設備項目を基にした各項目については、更に各設備の系統等ごとに章立てを行い記載する。</p> <p>h. 説明性を考慮し、章立ては極力細分化する。</p>	<p>e. 原冷の共通項目のうち、「火災」及び「溢水等」の基本設計方針はそれぞれ火災防護設備、浸水防護施設の基本設計方針を呼び込む。</p> <p>【個別項目の基本構成について】</p> <p>f. 個別項目の記載内容は、逐条的に示した各基本設計方針の中で、当該施設に該当する内容を集約して記載する。個別項目の章立てについて別紙1に示す。</p> <p>g. 各施設の「個別項目」の章立てについては、別表第二中欄の「設備別記載事項」の設備項目を基に項目及びその順序を構成する。ただし、技術基準規則等の要求も踏まえながら、記載項目、順序などは必要により変更する。個別項目の章立てと別表第二との比較表を別紙2に示す。</p> <p>h. 「個別項目」の別表第二中欄の「設備別記載事項」の設備項目を基にした各項目については、更に各設備の系統等ごとに章立てを行い記載する。</p> <p>i. 説明性を考慮し、章立ては極力細分化する。</p>	<p>廃棄物管理施設は「溢水等」に関連する技術基準がないため削除。</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた廃棄物管理施設の設工認作成要領【基本設計方針】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	廃棄物管理施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>(4) 基本設計方針のフォーマットは、変更前後の形式とする。なお、記載内容として技術基準規則の要求事項に変更がないものは、「手続き対象外」であることがわかるよう「記載の適正化」として「変更前」に記載する。また、技術基準規則の要求事項が変更又は追加となったものに対する記載は「変更後」に記載し、「手続き対象」であることを識別する。具体的な方針は以下のとおり。(別紙3参照)</p> <p>a. 文頭に、事業許可基準規則及び技術基準規則並びにこれらの解釈で定義していないものについて用語の定義を記載する。「用語の定義」に記載するものは、共通項目のうち各施設に該当する用語のみとする。</p> <p>b. 「一部技術基準規則の要求事項が変更又は追加となったもの」に対する記載は、「変更前」に変更前の要求に対する基本設計方針を記載し、「変更後」に変更後の要求に対する基本設計方針を記載する。</p> <p>c. 「技術基準規則の要求事項に変更のないもの」については「変更前」に基本設計方針を記載し、「変更後」に「変更なし」と記載する。「1.」、「2.」等の項目のなかで一部でも変更のあるものは、文章が「変更前」と「変更後」で細切れにならないよう、その項目全体を「変更後」に記載する。</p> <p>d. 「技術基準規則の要求事項が新たに追加となったもの」については、「変更前」に「-」を記載し、「変更後」に新たに基本設計方針を記載する。</p> <p>e. 「技術基準規則の要求事項が新たに追加になったもの」でも、電気設備のように既認可設工認にて設計方針が述べられ、以前から実施しているものについては「変更前」にも記載する。</p>	<p>(4) 基本設計方針のフォーマットは、変更前後の形式とする。なお、記載内容として技術基準規則の要求事項に変更がないものは、「手続き対象外」であることがわかるよう「記載の適正化」として「変更前」に記載する。また、技術基準規則の要求事項が変更又は追加となったものに対する記載は「変更後」に記載し、「手続き対象」であることを識別する。具体的な方針は以下のとおり。(別紙3参照)</p> <p>a. 文頭に、設置許可基準規則及び技術基準規則並びにこれらの解釈で定義していないものについて用語の定義を記載する。「用語の定義」に記載するものは、共通項目のうち各施設に該当する用語のみとする。</p> <p>b. 「一部技術基準規則の要求事項が変更又は追加となったもの」に対する記載は、「変更前」に変更前の要求に対する基本設計方針を記載し、「変更後」に変更後の要求に対する基本設計方針を記載する。</p> <p>c. 「技術基準規則の要求事項に変更のないもの」については「変更前」に基本設計方針を記載し、「変更後」に「変更なし」と記載する。「1.」、「2.」等の項目のなかで一部でも変更のあるものは、文章が「変更前」と「変更後」で細切れにならないよう、その項目全体を「変更後」に記載する。</p> <p>d. 「技術基準規則の要求事項が新たに追加となったもの」については、「変更前」に「-」を記載し、「変更後」に新たに基本設計方針を記載する。</p> <p>e. 「技術基準規則の要求事項が新たに追加になったもの」でも、「発電用軽水型原子炉施設の火災防護に関する審査指針」等の規格基準の要求等で、以前から実施しているものについては「変更前」にも記載する。</p> <p>(5) 設計基準対象施設と重大事故等対処設備の記載の組合せ方 基本的にはDB、SAはまとめて記載する。(設計基準対象施設と重大事故等対処設備に要求される条文のうち、双方の「共通事項」として扱える条文については、極力まとめる。) また、DBとSAを分けて記載する必要がある場合は、原則、DB・SAの順序で記載する。 一つの設備や機能が、逐条的に示した基本設計方針の複数条文に記載されている場合は、極力まとめる。 その他説明性を考慮し、類似項目は極力まとめた記載とする。</p>	<p>廃棄物管理施設には重大事故等対処設備が存在しないため、削除。</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた廃棄物管理施設の設工認作成要領【基本設計方針】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	廃棄物管理施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>3. 基本設計方針の具体的な記載方法について</p> <p>(1) 基本設計方針の具体的な記載方法について示す。</p> <p>a. 具体的な記載方法</p> <div data-bbox="762 342 1614 491" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(a) 基本設計方針の記載は、原則、事業変更許可本文をベースに記載する。 また、技術基準規則及び解釈の要求事項への適合を網羅するよう記載する。</p> </div> <p>基本設計方針の記載内容は、「事業変更許可」での約束事項を「設工認」での約束事項として整合性を確保する観点も踏まえて、事業変更許可本文をベースに記載する。</p> <p>さらに、技術基準規則への適合性を示すにあたり、詳細設計としての記載が必要であるという観点と事業変更許可本文の記載事項不足分をカバーする観点から、事業変更許可添付五の記載を引用して基本設計方針に記載する。</p> <p>また、技術基準規則及び解釈に記載される要求事項を基本的に網羅して記載するが、記載するにあたり、「解釈」の中には「〇〇とは…」などのように「定義」が記載されている場合があり、その中に設置要求のある「設備」等が含まれることもあるため、その内容程度に応じて、記載要否を判断する。</p> <div data-bbox="762 961 1614 1079" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(b) 基本設計方針の記載順は、原則、技術基準規則条文の記載順とする。ただし、それにより事業変更許可本文側が細切れになり、見にくくなる場合は、文章の繋がりを考え再構成することも可とする。</p> </div> <div data-bbox="762 1115 1359 1171" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(c) 自主的に設置したものは原則記載しない。</p> </div> <p>b. 基本設計方針のみに記載する設備の記載事項</p> <div data-bbox="762 1220 1614 1381" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>基本設計方針のみに記載する設備（仕様表対象外）のうち、技術基準規則及び解釈で性能・機能が要求されている設備については、別紙4の「基本設計方針に記載すべき機器仕様及び設定根拠に関する説明書作成対象設備選定フロー」に従い明確にすべき（必要な）性能・機能又は仕様を整理（選定）し、基本設計方針に記載する。</p> </div> <p>また、基本設計方針に記載された仕様の設定根拠については、「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」の別添に記載する。</p>	<p>3. 基本設計方針の具体的な記載方法について</p> <p>(1) 基本設計方針の具体的な記載方法について示す。</p> <p>a. 具体的な記載方法</p> <div data-bbox="1736 342 2617 491" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(a) 基本設計方針の記載は、原則、設置変更許可本文をベースに記載する。 また、技術基準規則及び解釈の要求事項への適合を網羅するよう記載する。</p> </div> <p>基本設計方針の記載内容は、「設置変更許可」での約束事項を「工事計画認可」での約束事項として整合性を確保する観点も踏まえて、設置変更許可本文をベースに記載する。</p> <p>さらに、技術基準規則への適合性を示すにあたり、詳細設計としての記載が必要であるという観点と設置変更許可本文の記載事項不足分をカバーする観点から、設置変更許可添付八の記載を引用して基本設計方針に記載する。</p> <p>また、技術基準規則及び解釈に記載される要求事項を基本的に網羅して記載するが、記載するにあたり、「解釈」の中には「〇〇とは…」などのように「定義」が記載されている場合があり、その中に設置要求のある「設備」等が含まれることもあるため、その内容程度に応じて、記載要否を判断する。</p> <div data-bbox="1736 961 2617 1079" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(b) 基本設計方針の記載順は、原則、技術基準規則条文の記載順とする。ただし、それにより設置変更許可本文側が細切れになり、見にくくなる場合は、文章の繋がりを考え再構成することも可とする。</p> </div> <div data-bbox="1736 1115 2332 1171" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(c) 自主的に設置したものは原則記載しない。</p> </div> <p>b. 基本設計方針のみに記載する設備の記載事項</p> <div data-bbox="1736 1220 2617 1381" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>基本設計方針のみに記載する設備（要目表対象外）のうち、技術基準規則及び解釈で性能・機能が要求されている設備については、別紙4の「基本設計方針に記載すべき機器仕様及び設定根拠に関する説明書作成対象設備選定フロー」に従い明確にすべき（必要な）性能・機能又は仕様を整理（選定）し、基本設計方針に記載する。</p> </div> <p>また、基本設計方針に記載された仕様の設定根拠については、「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」の別添に記載する。</p>	

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた廃棄物管理施設の設工認作成要領【基本設計方針】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	廃棄物管理施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>c. 兼用する設備の記載 兼用する設備については、兼用先が明確になるよう記載する。</p> <p>(a) 兼用する設備のうち、兼用先すべてで仕様表対象外であり、基本設計方針にのみ記載する設備 兼用先の施設名を基本設計方針の本文中（原則として、兼用設備名称の後に括弧書き）に記載するが、主施設と従施設を区別するため、主施設と従施設の兼用先の記載を以下のとおり記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主施設（従施設の設備と兼用） ・従施設（主施設の設備を従施設の設備として兼用） <p>なお、2 以上の施設で兼用する場合は、主施設には兼用するすべての従施設（複数施設）を記載し、従施設には兼用する主施設のみを記載する。</p>	<p>c. 兼用する設備の記載 兼用する設備については、兼用先が明確になるよう記載する。</p> <p>(a) ある設備を複数の施設で使用する場合には、兼用設備として記載する。ただし、他の施設で登録した設備を、間接的に使用する情報提供系、サポート系（補機冷却系、換気空調系及び電源系）に関しては、施設区分の兼用はしない。</p> <p>例：緊急時対策所で居住性を確保するための緊急時対策所エリアモニタ、緊急時対策所非常用送風機等（技術基準規則第76 条要求）は、放射線管理施設のみで登録し、緊急時対策所との兼用としない。</p> <p>(b) 兼用する設備のうち、主登録施設（以下「主施設」という。）では要目表対象設備であるが、兼用先の施設（以下「従施設」という。）では要目表対象外となる設備 従施設の基本設計方針に、兼用設備リストとして整理する。</p> <p>(c) 兼用する設備のうち、兼用先すべてで要目表対象外であり、基本設計方針にのみ記載する設備 兼用先の施設名を基本設計方針の本文中（原則として、兼用設備名称の後に括弧書き）に記載するが、主施設と従施設を区別するため、主施設と従施設の兼用先の記載を以下のとおり記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主施設（従施設の設備と兼用） ・従施設（主施設の設備を従施設の設備として兼用） <p>なお、2 以上の施設で兼用する場合は、主施設には兼用するすべての従施設（複数施設）を記載し、従施設には兼用する主施設のみを記載する。</p> <p>d. 可搬型設備の記載 基本設計方針にのみ記載する設備（要目表対象外）は、基本設計方針の中で常設又は可搬型を明確にする必要があるため、可搬型設備については、名称の前に「可搬型である」と明示する。 ただし、以下のように可搬型であることが明らかな設備を除く。</p> <p>(a) 名称に「可搬型」、「携帯型」等が含まれているもの。 例：可搬型照明（S A）、携行型有線通話装置</p>	<p>廃棄物管理施設の兼用設備は仕様表対象外の設備であることから削除。</p> <p>廃棄物管理施設の兼用設備は仕様表対象外の設備であることから削除。</p> <p>廃棄物管理施設には可搬型設備が存在しないため、削除。</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた廃棄物管理施設の設工認作成要領【基本設計方針】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	廃棄物管理施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>d. 第1章 共通項目における基本的設計と個別設計の記載</p> <p>「第1章 共通項目」には、原則として基本的設計のみを記載し、個別設計への展開は「第2章 個別項目」に記載する。ただし、基本設計方針で明確にすべき個別設計を記載する施設（系統）区分が個別項目にない場合は、共通項目に、個別設計の設備がわかるように記載する。</p> <p>e. その他</p> <p>(a) 項目の付番は下記のとおりとする。</p> <p>【付番の例】</p> <p>2. 自然現象</p> <p>2.1 地震による損傷の防止</p> <p>2.2.1 耐震設計</p> <p>(1) 耐震設計の基本方針</p> <p>a. …</p> <p>b. …</p> <p>(a) …</p> <p>(b) …</p> <p>イ. …</p> <p>ロ. …</p> <p>(イ) …</p> <p>(ロ) …</p>	<p>(b) 文中に「配備」、「保管」、「(使用時等に)設置」を用いているもの。(なお、常設設備については、「設置」を用いる。)</p> <p>例：障害物を除去可能なホイールローダを2台(予備2台)保管、使用する。</p> <p>例：汚濁防止膜は、…使用時に連結して設置できる設計とする。</p> <p>(c) 常設と可搬型が混在する設備については、個別検討し記載する。</p> <p>e. 第1章 共通項目における基本的設計と個別設計の記載</p> <p>「第1章 共通項目」には、原則として基本的設計のみを記載し、個別設計への展開は「第2章 個別項目」に記載する。ただし、基本設計方針で明確にすべき個別設計を記載する施設（系統）区分が個別項目にない場合は、共通項目に、個別設計の設備がわかるように記載する。</p> <p>f. その他</p> <p>(a) 項目の付番は下記のとおりとする。</p> <p>【付番の例】</p> <p>2. 自然現象</p> <p>2.1 地震による損傷の防止</p> <p>2.2.1 耐震設計</p> <p>(1) 耐震設計の基本方針</p> <p>a. …</p> <p>b. …</p> <p>(a) …</p> <p>(b) …</p> <p>イ. …</p> <p>ロ. …</p> <p>(イ) …</p> <p>(ロ) …</p>	<p>廃棄物管理施設には可搬型設備が存在しないため、削除。</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた廃棄物管理施設の設工認作成要領【基本設計方針】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	廃棄物管理施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考																																																				
	<p>4. 具体的記載を行うにあたっての注意事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="664 317 744 369">番号</th> <th data-bbox="744 317 1617 369">注意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="664 369 744 436">1</td> <td data-bbox="744 369 1617 436">基本設計方針の冒頭に「概要」, 「基本事項」, 「基本的考え方」の見出しは記載しない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="664 436 744 489">2</td> <td data-bbox="744 436 1617 489">同様の趣旨の文章が重複しない記載とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="664 489 744 556">3</td> <td data-bbox="744 489 1617 556">文章の語尾については, 統一的に「～設計とする。」とはせず, 文脈の流れの中で, 適切な語尾とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="664 556 744 657">4</td> <td data-bbox="744 556 1617 657">「～の設備を設置している。」, 「～することになっている。」等, 現在の状況を示す意味を持つ語尾は使用しない。(「現状ありき」の表現としない)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="664 657 744 758">5</td> <td data-bbox="744 657 1617 758">仕様表に記載しない設備は, 基本設計方針に記載する。ただし, 設備数が多い場合は, 全部を記載すると文章が読みづらくなるため, 代表的な設備を数件記載して「等」でまとめることも可とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="664 758 744 810">6</td> <td data-bbox="744 758 1617 810">基本設計方針は, 箇条書きではなく, できるだけ文章で繋げて記載する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="664 810 744 1003">7</td> <td data-bbox="744 810 1617 1003">用語は, 事業許可及び技術基準規則(解釈含む)の用語を使用し記載する。(必要により事業許可基準規則にて使用される用語を技術基準規則の用語に置き換える。)ただし, 用語の置き換え又は主語の変更を行うことにより, 規制対象範囲が変わる場合があるため, 置き換え等の際には, 対象範囲の確認を行うこと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="664 1003 744 1167">8</td> <td data-bbox="744 1003 1617 1167">事業変更許可本文において記載した「運用」で設備設計の前提条件を担保するものは, 基本設計方針に最上位文章である保安規定で定めることを明記する。例えば, 「〇〇しないよう, △△することを保安規定に定める。」と記載する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="664 1167 744 1398">9</td> <td data-bbox="744 1167 1617 1398">添付五のみに記載されている「運用」については, 「本当に記載が必要か。」を判断したうえで, 以下のとおり対応する。 ・基本的には基本設計方針に記載しないが, 品質保証プロセスで行う「各条文の設計方針の考え方」に「保安規定」にて担保する内容であることを記載する。 ・事業許可基準規則にはなく技術基準規則のみに要求がある条文で運用に関わるものは, 基本設計方針に記載する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="664 1398 744 1465">10</td> <td data-bbox="744 1398 1617 1465">「運用」で担保するものと「設計(設備)」で担保するものが混在する記載は避ける。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="664 1465 744 1528">11</td> <td data-bbox="744 1465 1617 1528">基本設計方針に記載する適合性の内容は, 「主語」, 「述語」をはっきりさせ, 規制対象が何であるかを明確にする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="664 1528 744 1587">12</td> <td data-bbox="744 1528 1617 1587">仕様が仕様表で明確な場合は, 基本設計方針には記載しない</td> </tr> </tbody> </table>	番号	注意事項	1	基本設計方針の冒頭に「概要」, 「基本事項」, 「基本的考え方」の見出しは記載しない。	2	同様の趣旨の文章が重複しない記載とする。	3	文章の語尾については, 統一的に「～設計とする。」とはせず, 文脈の流れの中で, 適切な語尾とする。	4	「～の設備を設置している。」, 「～することになっている。」等, 現在の状況を示す意味を持つ語尾は使用しない。(「現状ありき」の表現としない)	5	仕様表 に記載しない設備は, 基本設計方針に記載する。ただし, 設備数が多い場合は, 全部を記載すると文章が読みづらくなるため, 代表的な設備を数件記載して「等」でまとめることも可とする。	6	基本設計方針は, 箇条書きではなく, できるだけ文章で繋げて記載する。	7	用語は, 事業許可 及び技術基準規則(解釈含む)の用語を使用し記載する。(必要により 事業許可 基準規則にて使用される用語を技術基準規則の用語に置き換える。)ただし, 用語の置き換え又は主語の変更を行うことにより, 規制対象範囲が変わる場合があるため, 置き換え等の際には, 対象範囲の確認を行うこと。	8	事業変更許可 本文において記載した「運用」で設備設計の前提条件を担保するものは, 基本設計方針に最上位文章である保安規定で定めることを明記する。例えば, 「〇〇しないよう, △△することを保安規定に定める。」と記載する。	9	添付 五 のみに記載されている「運用」については, 「本当に記載が必要か。」を判断したうえで, 以下のとおり対応する。 ・基本的には基本設計方針に記載しないが, 品質保証プロセスで行う「各条文の設計方針の考え方」に「保安規定」にて担保する内容であることを記載する。 ・ 事業許可 基準規則にはなく技術基準規則のみに要求がある条文で運用に関わるものは, 基本設計方針に記載する。	10	「運用」で担保するものと「設計(設備)」で担保するものが混在する記載は避ける。	11	基本設計方針に記載する適合性の内容は, 「主語」, 「述語」をはっきりさせ, 規制対象が何であるかを明確にする。	12	仕様が 仕様表 で明確な場合は, 基本設計方針には記載しない	<p>4. 具体的記載を行うにあたっての注意事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1635 317 1715 369">番号</th> <th data-bbox="1715 317 2605 369">注意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1635 369 1715 436">1</td> <td data-bbox="1715 369 2605 436">基本設計方針の冒頭に「概要」, 「基本事項」, 「基本的考え方」の見出しは記載しない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1635 436 1715 489">2</td> <td data-bbox="1715 436 2605 489">同様の趣旨の文章が重複しない記載とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1635 489 1715 556">3</td> <td data-bbox="1715 489 2605 556">文章の語尾については, 統一的に「～設計とする。」とはせず, 文脈の流れの中で, 適切な語尾とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1635 556 1715 657">4</td> <td data-bbox="1715 556 2605 657">「～の設備を設置している。」, 「～することになっている。」等, 現在の状況を示す意味を持つ語尾は使用しない。(「現状ありき」の表現としない)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1635 657 1715 758">5</td> <td data-bbox="1715 657 2605 758">要目表に記載しない設備は, 基本設計方針に記載する。ただし, 設備数が多い場合は, 全部を記載すると文章が読みづらくなるため, 代表的な設備を数件記載して「等」でまとめることも可とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1635 758 1715 810">6</td> <td data-bbox="1715 758 2605 810">基本設計方針は, 箇条書きではなく, できるだけ文章で繋げて記載する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1635 810 1715 1003">7</td> <td data-bbox="1715 810 2605 1003">用語は, 設置許可及び技術基準規則(解釈含む)の用語を使用し記載する。(必要により設置許可基準規則にて使用される用語を技術基準規則の用語に置き換える。)ただし, 用語の置き換え又は主語の変更を行うことにより, 規制対象範囲が変わる場合があるため, 置き換え等の際には, 対象範囲の確認を行うこと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1635 1003 1715 1167">8</td> <td data-bbox="1715 1003 2605 1167">設置変更許可本文において記載した「運用」で設備設計の前提条件を担保するものは, 基本設計方針に最上位文章である保安規定で定めることを明記する。例えば, 「〇〇しないよう, △△することを保安規定に定める。」と記載する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1635 1167 1715 1398">9</td> <td data-bbox="1715 1167 2605 1398">添付八のみに記載されている「運用」については, 「本当に記載が必要か。」を判断したうえで, 以下のとおり対応する。 ・基本的には基本設計方針に記載しないが, 品質保証プロセスで行う「各条文の設計方針の考え方」に「保安規定」にて担保する内容であることを記載する。 ・設置許可基準規則にはなく技術基準規則のみに要求がある条文で運用に関わるものは, 基本設計方針に記載する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1635 1398 1715 1465">10</td> <td data-bbox="1715 1398 2605 1465">「運用」で担保するものと「設計(設備)」で担保するものが混在する記載は避ける。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1635 1465 1715 1528">11</td> <td data-bbox="1715 1465 2605 1528">基本設計方針に記載する適合性の内容は, 「主語」, 「述語」をはっきりさせ, 規制対象が何であるかを明確にする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1635 1528 1715 1587">12</td> <td data-bbox="1715 1528 2605 1587">仕様が要目表で明確な場合は, 基本設計方針には記載しない</td> </tr> </tbody> </table>	番号	注意事項	1	基本設計方針の冒頭に「概要」, 「基本事項」, 「基本的考え方」の見出しは記載しない。	2	同様の趣旨の文章が重複しない記載とする。	3	文章の語尾については, 統一的に「～設計とする。」とはせず, 文脈の流れの中で, 適切な語尾とする。	4	「～の設備を設置している。」, 「～することになっている。」等, 現在の状況を示す意味を持つ語尾は使用しない。(「現状ありき」の表現としない)	5	要目表 に記載しない設備は, 基本設計方針に記載する。ただし, 設備数が多い場合は, 全部を記載すると文章が読みづらくなるため, 代表的な設備を数件記載して「等」でまとめることも可とする。	6	基本設計方針は, 箇条書きではなく, できるだけ文章で繋げて記載する。	7	用語は, 設置許可 及び技術基準規則(解釈含む)の用語を使用し記載する。(必要により 設置許可 基準規則にて使用される用語を技術基準規則の用語に置き換える。)ただし, 用語の置き換え又は主語の変更を行うことにより, 規制対象範囲が変わる場合があるため, 置き換え等の際には, 対象範囲の確認を行うこと。	8	設置変更許可 本文において記載した「運用」で設備設計の前提条件を担保するものは, 基本設計方針に最上位文章である保安規定で定めることを明記する。例えば, 「〇〇しないよう, △△することを保安規定に定める。」と記載する。	9	添付 八 のみに記載されている「運用」については, 「本当に記載が必要か。」を判断したうえで, 以下のとおり対応する。 ・基本的には基本設計方針に記載しないが, 品質保証プロセスで行う「各条文の設計方針の考え方」に「保安規定」にて担保する内容であることを記載する。 ・ 設置許可 基準規則にはなく技術基準規則のみに要求がある条文で運用に関わるものは, 基本設計方針に記載する。	10	「運用」で担保するものと「設計(設備)」で担保するものが混在する記載は避ける。	11	基本設計方針に記載する適合性の内容は, 「主語」, 「述語」をはっきりさせ, 規制対象が何であるかを明確にする。	12	仕様が 要目表 で明確な場合は, 基本設計方針には記載しない	
番号	注意事項																																																						
1	基本設計方針の冒頭に「概要」, 「基本事項」, 「基本的考え方」の見出しは記載しない。																																																						
2	同様の趣旨の文章が重複しない記載とする。																																																						
3	文章の語尾については, 統一的に「～設計とする。」とはせず, 文脈の流れの中で, 適切な語尾とする。																																																						
4	「～の設備を設置している。」, 「～することになっている。」等, 現在の状況を示す意味を持つ語尾は使用しない。(「現状ありき」の表現としない)																																																						
5	仕様表 に記載しない設備は, 基本設計方針に記載する。ただし, 設備数が多い場合は, 全部を記載すると文章が読みづらくなるため, 代表的な設備を数件記載して「等」でまとめることも可とする。																																																						
6	基本設計方針は, 箇条書きではなく, できるだけ文章で繋げて記載する。																																																						
7	用語は, 事業許可 及び技術基準規則(解釈含む)の用語を使用し記載する。(必要により 事業許可 基準規則にて使用される用語を技術基準規則の用語に置き換える。)ただし, 用語の置き換え又は主語の変更を行うことにより, 規制対象範囲が変わる場合があるため, 置き換え等の際には, 対象範囲の確認を行うこと。																																																						
8	事業変更許可 本文において記載した「運用」で設備設計の前提条件を担保するものは, 基本設計方針に最上位文章である保安規定で定めることを明記する。例えば, 「〇〇しないよう, △△することを保安規定に定める。」と記載する。																																																						
9	添付 五 のみに記載されている「運用」については, 「本当に記載が必要か。」を判断したうえで, 以下のとおり対応する。 ・基本的には基本設計方針に記載しないが, 品質保証プロセスで行う「各条文の設計方針の考え方」に「保安規定」にて担保する内容であることを記載する。 ・ 事業許可 基準規則にはなく技術基準規則のみに要求がある条文で運用に関わるものは, 基本設計方針に記載する。																																																						
10	「運用」で担保するものと「設計(設備)」で担保するものが混在する記載は避ける。																																																						
11	基本設計方針に記載する適合性の内容は, 「主語」, 「述語」をはっきりさせ, 規制対象が何であるかを明確にする。																																																						
12	仕様が 仕様表 で明確な場合は, 基本設計方針には記載しない																																																						
番号	注意事項																																																						
1	基本設計方針の冒頭に「概要」, 「基本事項」, 「基本的考え方」の見出しは記載しない。																																																						
2	同様の趣旨の文章が重複しない記載とする。																																																						
3	文章の語尾については, 統一的に「～設計とする。」とはせず, 文脈の流れの中で, 適切な語尾とする。																																																						
4	「～の設備を設置している。」, 「～することになっている。」等, 現在の状況を示す意味を持つ語尾は使用しない。(「現状ありき」の表現としない)																																																						
5	要目表 に記載しない設備は, 基本設計方針に記載する。ただし, 設備数が多い場合は, 全部を記載すると文章が読みづらくなるため, 代表的な設備を数件記載して「等」でまとめることも可とする。																																																						
6	基本設計方針は, 箇条書きではなく, できるだけ文章で繋げて記載する。																																																						
7	用語は, 設置許可 及び技術基準規則(解釈含む)の用語を使用し記載する。(必要により 設置許可 基準規則にて使用される用語を技術基準規則の用語に置き換える。)ただし, 用語の置き換え又は主語の変更を行うことにより, 規制対象範囲が変わる場合があるため, 置き換え等の際には, 対象範囲の確認を行うこと。																																																						
8	設置変更許可 本文において記載した「運用」で設備設計の前提条件を担保するものは, 基本設計方針に最上位文章である保安規定で定めることを明記する。例えば, 「〇〇しないよう, △△することを保安規定に定める。」と記載する。																																																						
9	添付 八 のみに記載されている「運用」については, 「本当に記載が必要か。」を判断したうえで, 以下のとおり対応する。 ・基本的には基本設計方針に記載しないが, 品質保証プロセスで行う「各条文の設計方針の考え方」に「保安規定」にて担保する内容であることを記載する。 ・ 設置許可 基準規則にはなく技術基準規則のみに要求がある条文で運用に関わるものは, 基本設計方針に記載する。																																																						
10	「運用」で担保するものと「設計(設備)」で担保するものが混在する記載は避ける。																																																						
11	基本設計方針に記載する適合性の内容は, 「主語」, 「述語」をはっきりさせ, 規制対象が何であるかを明確にする。																																																						
12	仕様が 要目表 で明確な場合は, 基本設計方針には記載しない																																																						

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた廃棄物管理施設の設工認作成要領【基本設計方針】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	廃棄物管理施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="664 289 765 331">番号</th> <th data-bbox="765 289 1614 331">注意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="664 342 765 615">13</td> <td data-bbox="765 342 1614 615"> <p>事業変更許可本文で評価を伴う記載がある場合は、設工認にて担保する条件を以下のいずれかの方法で記載する。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="795 405 869 478">①</td> <td data-bbox="869 405 1599 478">評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを設工認の対象とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="795 489 869 562">②</td> <td data-bbox="869 489 1599 562">今後評価することが示されている場合、評価する段階（設計又は工事）を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を設工認の対象とする。</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="664 657 765 856">14</td> <td data-bbox="765 657 1614 856"> <p>事業変更許可本文のうち性能を記載している設計方針は、技術基準規則への適合性を確保する上で、その性能を実現するための手段が具体的にわかるように記載する。また、技術基準規則への適合性の観点で、事業変更許可本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。 なお、手段の仕様が仕様表で明確な場合は記載しない。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="664 867 765 951">15</td> <td data-bbox="765 867 1614 951"> <p>個別機器等で、技術基準規則に要求があるが、仕様表の記載要求がない設備についてはその設備の種類ごとに仕様（「名称」、「個数」等）を文章中に記載し、個体の識別ができる記載とする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="664 961 765 1014">16</td> <td data-bbox="765 961 1614 1014"> <p>基本設計方針の記載のうち、設工認で担保することになる設計方針（変更する際に工事計画の手続きが必要となる部分）を明確にする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="664 1024 765 1207">17</td> <td data-bbox="765 1024 1614 1207"> <p>条項号のうち、適用する設備がない要求事項は、「適合するものであることを確認する」審査であることを踏まえ、当該要求事項の対象となる設備を設置しない旨を記載する。 ただし、技術基準規則要求が「なお、…」のように補足的な説明をしている箇所は、その対象設備を設置しない場合、対象設備を設置しない旨の記載は不要とする。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	番号	注意事項	13	<p>事業変更許可本文で評価を伴う記載がある場合は、設工認にて担保する条件を以下のいずれかの方法で記載する。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="795 405 869 478">①</td> <td data-bbox="869 405 1599 478">評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを設工認の対象とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="795 489 869 562">②</td> <td data-bbox="869 489 1599 562">今後評価することが示されている場合、評価する段階（設計又は工事）を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を設工認の対象とする。</td> </tr> </table>	①	評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを 設工認 の対象とする。	②	今後評価することが示されている場合、評価する段階（設計又は工事）を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を 設工認 の対象とする。	14	<p>事業変更許可本文のうち性能を記載している設計方針は、技術基準規則への適合性を確保する上で、その性能を実現するための手段が具体的にわかるように記載する。また、技術基準規則への適合性の観点で、事業変更許可本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。 なお、手段の仕様が仕様表で明確な場合は記載しない。</p>	15	<p>個別機器等で、技術基準規則に要求があるが、仕様表の記載要求がない設備についてはその設備の種類ごとに仕様（「名称」、「個数」等）を文章中に記載し、個体の識別ができる記載とする。</p>	16	<p>基本設計方針の記載のうち、設工認で担保することになる設計方針（変更する際に工事計画の手続きが必要となる部分）を明確にする。</p>	17	<p>条項号のうち、適用する設備がない要求事項は、「適合するものであることを確認する」審査であることを踏まえ、当該要求事項の対象となる設備を設置しない旨を記載する。 ただし、技術基準規則要求が「なお、…」のように補足的な説明をしている箇所は、その対象設備を設置しない場合、対象設備を設置しない旨の記載は不要とする。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1638 289 1739 331">番号</th> <th data-bbox="1739 289 2602 331">注意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1638 342 1739 615">13</td> <td data-bbox="1739 342 2602 615"> <p>設置変更許可本文で評価を伴う記載がある場合は、工事計画にて担保する条件を以下のいずれかの方法で記載する。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1768 405 1843 478">①</td> <td data-bbox="1843 405 2588 478">評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを工事計画の対象とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1768 489 1843 562">②</td> <td data-bbox="1843 489 2588 562">今後評価することが示されている場合、評価する段階（設計又は工事）を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を工事計画の対象とする。</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1638 657 1739 856">14</td> <td data-bbox="1739 657 2602 856"> <p>設置変更許可本文のうち性能を記載している設計方針は、技術基準規則への適合性を確保する上で、その性能を実現するための手段が具体的にわかるように記載する。また、技術基準規則への適合性の観点で、設置変更許可本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。 なお、手段の仕様が要目表で明確な場合は記載しない。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1638 867 1739 951">15</td> <td data-bbox="1739 867 2602 951"> <p>個別機器等で、技術基準規則に要求があるが、要目表の記載要求がない設備についてはその設備の種類ごとに仕様（「名称」、「個数」等）を文章中に記載し、個体の識別ができる記載とする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1638 961 1739 1014">16</td> <td data-bbox="1739 961 2602 1014"> <p>基本設計方針の記載のうち、工事計画で担保することになる設計方針（変更する際に工事計画の手続きが必要となる部分）を明確にする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1638 1024 1739 1207">17</td> <td data-bbox="1739 1024 2602 1207"> <p>条項号のうち、適用する設備がない要求事項は、「適合するものであることを確認する」審査であることを踏まえ、当該要求事項の対象となる設備を設置しない旨を記載する。 ただし、技術基準規則要求が「なお、…」のように補足的な説明をしている箇所は、その対象設備を設置しない場合、対象設備を設置しない旨の記載は不要とする。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	番号	注意事項	13	<p>設置変更許可本文で評価を伴う記載がある場合は、工事計画にて担保する条件を以下のいずれかの方法で記載する。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1768 405 1843 478">①</td> <td data-bbox="1843 405 2588 478">評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを工事計画の対象とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1768 489 1843 562">②</td> <td data-bbox="1843 489 2588 562">今後評価することが示されている場合、評価する段階（設計又は工事）を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を工事計画の対象とする。</td> </tr> </table>	①	評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを 工事計画 の対象とする。	②	今後評価することが示されている場合、評価する段階（設計又は工事）を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を 工事計画 の対象とする。	14	<p>設置変更許可本文のうち性能を記載している設計方針は、技術基準規則への適合性を確保する上で、その性能を実現するための手段が具体的にわかるように記載する。また、技術基準規則への適合性の観点で、設置変更許可本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。 なお、手段の仕様が要目表で明確な場合は記載しない。</p>	15	<p>個別機器等で、技術基準規則に要求があるが、要目表の記載要求がない設備についてはその設備の種類ごとに仕様（「名称」、「個数」等）を文章中に記載し、個体の識別ができる記載とする。</p>	16	<p>基本設計方針の記載のうち、工事計画で担保することになる設計方針（変更する際に工事計画の手続きが必要となる部分）を明確にする。</p>	17	<p>条項号のうち、適用する設備がない要求事項は、「適合するものであることを確認する」審査であることを踏まえ、当該要求事項の対象となる設備を設置しない旨を記載する。 ただし、技術基準規則要求が「なお、…」のように補足的な説明をしている箇所は、その対象設備を設置しない場合、対象設備を設置しない旨の記載は不要とする。</p>	
番号	注意事項																																		
13	<p>事業変更許可本文で評価を伴う記載がある場合は、設工認にて担保する条件を以下のいずれかの方法で記載する。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="795 405 869 478">①</td> <td data-bbox="869 405 1599 478">評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを設工認の対象とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="795 489 869 562">②</td> <td data-bbox="869 489 1599 562">今後評価することが示されている場合、評価する段階（設計又は工事）を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を設工認の対象とする。</td> </tr> </table>	①	評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを 設工認 の対象とする。	②	今後評価することが示されている場合、評価する段階（設計又は工事）を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を 設工認 の対象とする。																														
①	評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを 設工認 の対象とする。																																		
②	今後評価することが示されている場合、評価する段階（設計又は工事）を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を 設工認 の対象とする。																																		
14	<p>事業変更許可本文のうち性能を記載している設計方針は、技術基準規則への適合性を確保する上で、その性能を実現するための手段が具体的にわかるように記載する。また、技術基準規則への適合性の観点で、事業変更許可本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。 なお、手段の仕様が仕様表で明確な場合は記載しない。</p>																																		
15	<p>個別機器等で、技術基準規則に要求があるが、仕様表の記載要求がない設備についてはその設備の種類ごとに仕様（「名称」、「個数」等）を文章中に記載し、個体の識別ができる記載とする。</p>																																		
16	<p>基本設計方針の記載のうち、設工認で担保することになる設計方針（変更する際に工事計画の手続きが必要となる部分）を明確にする。</p>																																		
17	<p>条項号のうち、適用する設備がない要求事項は、「適合するものであることを確認する」審査であることを踏まえ、当該要求事項の対象となる設備を設置しない旨を記載する。 ただし、技術基準規則要求が「なお、…」のように補足的な説明をしている箇所は、その対象設備を設置しない場合、対象設備を設置しない旨の記載は不要とする。</p>																																		
番号	注意事項																																		
13	<p>設置変更許可本文で評価を伴う記載がある場合は、工事計画にて担保する条件を以下のいずれかの方法で記載する。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1768 405 1843 478">①</td> <td data-bbox="1843 405 2588 478">評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを工事計画の対象とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1768 489 1843 562">②</td> <td data-bbox="1843 489 2588 562">今後評価することが示されている場合、評価する段階（設計又は工事）を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を工事計画の対象とする。</td> </tr> </table>	①	評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを 工事計画 の対象とする。	②	今後評価することが示されている場合、評価する段階（設計又は工事）を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を 工事計画 の対象とする。																														
①	評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを 工事計画 の対象とする。																																		
②	今後評価することが示されている場合、評価する段階（設計又は工事）を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を 工事計画 の対象とする。																																		
14	<p>設置変更許可本文のうち性能を記載している設計方針は、技術基準規則への適合性を確保する上で、その性能を実現するための手段が具体的にわかるように記載する。また、技術基準規則への適合性の観点で、設置変更許可本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。 なお、手段の仕様が要目表で明確な場合は記載しない。</p>																																		
15	<p>個別機器等で、技術基準規則に要求があるが、要目表の記載要求がない設備についてはその設備の種類ごとに仕様（「名称」、「個数」等）を文章中に記載し、個体の識別ができる記載とする。</p>																																		
16	<p>基本設計方針の記載のうち、工事計画で担保することになる設計方針（変更する際に工事計画の手続きが必要となる部分）を明確にする。</p>																																		
17	<p>条項号のうち、適用する設備がない要求事項は、「適合するものであることを確認する」審査であることを踏まえ、当該要求事項の対象となる設備を設置しない旨を記載する。 ただし、技術基準規則要求が「なお、…」のように補足的な説明をしている箇所は、その対象設備を設置しない場合、対象設備を設置しない旨の記載は不要とする。</p>																																		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた廃棄物管理施設の設工認作成要領【基本設計方針】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	廃棄物管理施設 設工認作成要領 (案)	発電所 工認作成要領	備考																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="667 289 744 340">番号</th> <th data-bbox="744 289 1593 340">注意事項</th> </tr> </thead> </table>	番号	注意事項	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1617 289 1694 340">番号</th> <th data-bbox="1694 289 2602 340">注意事項</th> </tr> </thead> </table>	番号	注意事項													
番号	注意事項																		
番号	注意事項																		
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="667 352 744 422">18</td> <td data-bbox="744 352 1593 422"> 事業変更許可に記載している概略図の読み込みは、基本設計方針に記載せず、設工認申請書の添付書類として配置図、系統図等で記載する。 </td> </tr> </table>	18	事業 変更許可に記載している概略図の読み込みは、基本設計方針に記載せず、 設工認 申請書の添付書類として配置図、系統図等で記載する。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1617 352 1694 422">18</td> <td data-bbox="1694 352 2602 422"> 設置変更許可に記載している概略図の読み込みは、基本設計方針に記載せず、工事計画認可申請書の添付書類として配置図、系統図等で記載する。 </td> </tr> </table>	18	設置 変更許可に記載している概略図の読み込みは、基本設計方針に記載せず、 工事計画認可 申請書の添付書類として配置図、系統図等で記載する。													
18	事業 変更許可に記載している概略図の読み込みは、基本設計方針に記載せず、 設工認 申請書の添付書類として配置図、系統図等で記載する。																		
18	設置 変更許可に記載している概略図の読み込みは、基本設計方針に記載せず、 工事計画認可 申請書の添付書類として配置図、系統図等で記載する。																		
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="667 428 744 991">19</td> <td data-bbox="744 428 1593 991"> 技術基準規則に示された指針・N I S A 文書・他省令の呼び込みがある場合は、以下の要領で記載を行う。 <table border="1"> <tr> <td data-bbox="816 491 893 604">(1)</td> <td data-bbox="893 491 1581 604">設置時に適用される要求など、特定の版の使用が求められている場合は、引用する文章名及び版を識別するための情報（施行日等）を記載する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="816 604 893 842">(2)</td> <td data-bbox="893 604 1581 842">監視試験片の試験方法を示した規格など、条文等で特定の版が示されているが、保守管理等の運用管理の中で評価する時点でエンドースされた最新の版による評価を継続して行う必要がある場合は、保安規定等の運用の担保先を示すとともに、当該文書名とそのコード番号（必要時）を記載する。（例：J E A C 4 2 0 1 -2007 の「-2007」は記載しない。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="816 842 893 982">(3)</td> <td data-bbox="893 842 1581 982">解釈等に示された条文番号は、該当文書改正時に変更される可能性があることを考慮し、条文番号は記載せず、条文が特定できる表題（必要に応じ、上位の表題でも可能）で記載する。</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	19	技術基準規則に示された指針・N I S A 文書・他省令の呼び込みがある場合は、以下の要領で記載を行う。 <table border="1"> <tr> <td data-bbox="816 491 893 604">(1)</td> <td data-bbox="893 491 1581 604">設置時に適用される要求など、特定の版の使用が求められている場合は、引用する文章名及び版を識別するための情報（施行日等）を記載する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="816 604 893 842">(2)</td> <td data-bbox="893 604 1581 842">監視試験片の試験方法を示した規格など、条文等で特定の版が示されているが、保守管理等の運用管理の中で評価する時点でエンドースされた最新の版による評価を継続して行う必要がある場合は、保安規定等の運用の担保先を示すとともに、当該文書名とそのコード番号（必要時）を記載する。（例：J E A C 4 2 0 1 -2007 の「-2007」は記載しない。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="816 842 893 982">(3)</td> <td data-bbox="893 842 1581 982">解釈等に示された条文番号は、該当文書改正時に変更される可能性があることを考慮し、条文番号は記載せず、条文が特定できる表題（必要に応じ、上位の表題でも可能）で記載する。</td> </tr> </table>	(1)	設置時に適用される要求など、特定の版の使用が求められている場合は、引用する文章名及び版を識別するための情報（施行日等）を記載する。	(2)	監視試験片の試験方法を示した規格など、条文等で特定の版が示されているが、保守管理等の運用管理の中で評価する時点でエンドースされた最新の版による評価を継続して行う必要がある場合は、保安規定等の運用の担保先を示すとともに、当該文書名とそのコード番号（必要時）を記載する。（例：J E A C 4 2 0 1 -2007 の「-2007」は記載しない。）	(3)	解釈等に示された条文番号は、該当文書改正時に変更される可能性があることを考慮し、条文番号は記載せず、条文が特定できる表題（必要に応じ、上位の表題でも可能）で記載する。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1617 428 1694 991">19</td> <td data-bbox="1694 428 2602 991"> 技術基準規則の解釈に示された指針・N I S A 文書・他省令の呼び込みがある場合は、以下の要領で記載を行う。 <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1765 491 1843 604">(1)</td> <td data-bbox="1843 491 2591 604">設置時に適用される要求など、特定の版の使用が求められている場合は、引用する文章名及び版を識別するための情報（施行日等）を記載する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1765 604 1843 842">(2)</td> <td data-bbox="1843 604 2591 842">監視試験片の試験方法を示した規格など、条文等で特定の版が示されているが、保守管理等の運用管理の中で評価する時点でエンドースされた最新の版による評価を継続して行う必要がある場合は、保安規定等の運用の担保先を示すとともに、当該文書名とそのコード番号（必要時）を記載する。（例：J E A C 4 2 0 1 -2007 の「-2007」は記載しない。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1765 842 1843 982">(3)</td> <td data-bbox="1843 842 2591 982">解釈等に示された条文番号は、該当文書改正時に変更される可能性があることを考慮し、条文番号は記載せず、条文が特定できる表題（必要に応じ、上位の表題でも可能）で記載する。</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	19	技術基準規則の 解釈 に示された指針・N I S A 文書・他省令の呼び込みがある場合は、以下の要領で記載を行う。 <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1765 491 1843 604">(1)</td> <td data-bbox="1843 491 2591 604">設置時に適用される要求など、特定の版の使用が求められている場合は、引用する文章名及び版を識別するための情報（施行日等）を記載する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1765 604 1843 842">(2)</td> <td data-bbox="1843 604 2591 842">監視試験片の試験方法を示した規格など、条文等で特定の版が示されているが、保守管理等の運用管理の中で評価する時点でエンドースされた最新の版による評価を継続して行う必要がある場合は、保安規定等の運用の担保先を示すとともに、当該文書名とそのコード番号（必要時）を記載する。（例：J E A C 4 2 0 1 -2007 の「-2007」は記載しない。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1765 842 1843 982">(3)</td> <td data-bbox="1843 842 2591 982">解釈等に示された条文番号は、該当文書改正時に変更される可能性があることを考慮し、条文番号は記載せず、条文が特定できる表題（必要に応じ、上位の表題でも可能）で記載する。</td> </tr> </table>	(1)	設置時に適用される要求など、特定の版の使用が求められている場合は、引用する文章名及び版を識別するための情報（施行日等）を記載する。	(2)	監視試験片の試験方法を示した規格など、条文等で特定の版が示されているが、保守管理等の運用管理の中で評価する時点でエンドースされた最新の版による評価を継続して行う必要がある場合は、保安規定等の運用の担保先を示すとともに、当該文書名とそのコード番号（必要時）を記載する。（例：J E A C 4 2 0 1 -2007 の「-2007」は記載しない。）	(3)	解釈等に示された条文番号は、該当文書改正時に変更される可能性があることを考慮し、条文番号は記載せず、条文が特定できる表題（必要に応じ、上位の表題でも可能）で記載する。	
19	技術基準規則に示された指針・N I S A 文書・他省令の呼び込みがある場合は、以下の要領で記載を行う。 <table border="1"> <tr> <td data-bbox="816 491 893 604">(1)</td> <td data-bbox="893 491 1581 604">設置時に適用される要求など、特定の版の使用が求められている場合は、引用する文章名及び版を識別するための情報（施行日等）を記載する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="816 604 893 842">(2)</td> <td data-bbox="893 604 1581 842">監視試験片の試験方法を示した規格など、条文等で特定の版が示されているが、保守管理等の運用管理の中で評価する時点でエンドースされた最新の版による評価を継続して行う必要がある場合は、保安規定等の運用の担保先を示すとともに、当該文書名とそのコード番号（必要時）を記載する。（例：J E A C 4 2 0 1 -2007 の「-2007」は記載しない。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="816 842 893 982">(3)</td> <td data-bbox="893 842 1581 982">解釈等に示された条文番号は、該当文書改正時に変更される可能性があることを考慮し、条文番号は記載せず、条文が特定できる表題（必要に応じ、上位の表題でも可能）で記載する。</td> </tr> </table>	(1)	設置時に適用される要求など、特定の版の使用が求められている場合は、引用する文章名及び版を識別するための情報（施行日等）を記載する。	(2)	監視試験片の試験方法を示した規格など、条文等で特定の版が示されているが、保守管理等の運用管理の中で評価する時点でエンドースされた最新の版による評価を継続して行う必要がある場合は、保安規定等の運用の担保先を示すとともに、当該文書名とそのコード番号（必要時）を記載する。（例：J E A C 4 2 0 1 -2007 の「-2007」は記載しない。）	(3)	解釈等に示された条文番号は、該当文書改正時に変更される可能性があることを考慮し、条文番号は記載せず、条文が特定できる表題（必要に応じ、上位の表題でも可能）で記載する。												
(1)	設置時に適用される要求など、特定の版の使用が求められている場合は、引用する文章名及び版を識別するための情報（施行日等）を記載する。																		
(2)	監視試験片の試験方法を示した規格など、条文等で特定の版が示されているが、保守管理等の運用管理の中で評価する時点でエンドースされた最新の版による評価を継続して行う必要がある場合は、保安規定等の運用の担保先を示すとともに、当該文書名とそのコード番号（必要時）を記載する。（例：J E A C 4 2 0 1 -2007 の「-2007」は記載しない。）																		
(3)	解釈等に示された条文番号は、該当文書改正時に変更される可能性があることを考慮し、条文番号は記載せず、条文が特定できる表題（必要に応じ、上位の表題でも可能）で記載する。																		
19	技術基準規則の 解釈 に示された指針・N I S A 文書・他省令の呼び込みがある場合は、以下の要領で記載を行う。 <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1765 491 1843 604">(1)</td> <td data-bbox="1843 491 2591 604">設置時に適用される要求など、特定の版の使用が求められている場合は、引用する文章名及び版を識別するための情報（施行日等）を記載する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1765 604 1843 842">(2)</td> <td data-bbox="1843 604 2591 842">監視試験片の試験方法を示した規格など、条文等で特定の版が示されているが、保守管理等の運用管理の中で評価する時点でエンドースされた最新の版による評価を継続して行う必要がある場合は、保安規定等の運用の担保先を示すとともに、当該文書名とそのコード番号（必要時）を記載する。（例：J E A C 4 2 0 1 -2007 の「-2007」は記載しない。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1765 842 1843 982">(3)</td> <td data-bbox="1843 842 2591 982">解釈等に示された条文番号は、該当文書改正時に変更される可能性があることを考慮し、条文番号は記載せず、条文が特定できる表題（必要に応じ、上位の表題でも可能）で記載する。</td> </tr> </table>	(1)	設置時に適用される要求など、特定の版の使用が求められている場合は、引用する文章名及び版を識別するための情報（施行日等）を記載する。	(2)	監視試験片の試験方法を示した規格など、条文等で特定の版が示されているが、保守管理等の運用管理の中で評価する時点でエンドースされた最新の版による評価を継続して行う必要がある場合は、保安規定等の運用の担保先を示すとともに、当該文書名とそのコード番号（必要時）を記載する。（例：J E A C 4 2 0 1 -2007 の「-2007」は記載しない。）	(3)	解釈等に示された条文番号は、該当文書改正時に変更される可能性があることを考慮し、条文番号は記載せず、条文が特定できる表題（必要に応じ、上位の表題でも可能）で記載する。												
(1)	設置時に適用される要求など、特定の版の使用が求められている場合は、引用する文章名及び版を識別するための情報（施行日等）を記載する。																		
(2)	監視試験片の試験方法を示した規格など、条文等で特定の版が示されているが、保守管理等の運用管理の中で評価する時点でエンドースされた最新の版による評価を継続して行う必要がある場合は、保安規定等の運用の担保先を示すとともに、当該文書名とそのコード番号（必要時）を記載する。（例：J E A C 4 2 0 1 -2007 の「-2007」は記載しない。）																		
(3)	解釈等に示された条文番号は、該当文書改正時に変更される可能性があることを考慮し、条文番号は記載せず、条文が特定できる表題（必要に応じ、上位の表題でも可能）で記載する。																		
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="667 1003 744 1094">20</td> <td data-bbox="744 1003 1593 1094">J E A C 等の技術評価を行った「技術評価書」は、基本設計方針への読み込みは行わない。</td> </tr> </table>	20	J E A C 等の技術評価を行った「技術評価書」は、基本設計方針への読み込みは行わない。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1617 1003 1694 1094">20</td> <td data-bbox="1694 1003 2602 1094">J E A C 等の技術評価を行った「技術評価書」は、基本設計方針への読み込みは行わない。</td> </tr> </table>	20	J E A C 等の技術評価を行った「技術評価書」は、基本設計方針への読み込みは行わない。													
20	J E A C 等の技術評価を行った「技術評価書」は、基本設計方針への読み込みは行わない。																		
20	J E A C 等の技術評価を行った「技術評価書」は、基本設計方針への読み込みは行わない。																		
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="667 1100 744 1276">21</td> <td data-bbox="744 1100 1593 1276"> 表現の注意点について 基本設計方針の本文中に「設置変更許可添付八に規定された仕様を満たす…」の表現はしない。 （添付八の記載は、基本、規制対象外として扱う。） </td> </tr> </table>	21	表現の注意点について 基本設計方針の本文中に「設置変更許可添付八に規定された仕様を満たす…」の表現はしない。 （添付八の記載は、基本、規制対象外として扱う。）	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1617 1100 1694 1276">21</td> <td data-bbox="1694 1100 2602 1276"> 表現の注意点について 基本設計方針の本文中に「設置変更許可添付八に規定された仕様を満たす…」の表現はしない。 （添付八の記載は、基本、規制対象外として扱う。） </td> </tr> </table>	21	表現の注意点について 基本設計方針の本文中に「設置変更許可添付八に規定された仕様を満たす…」の表現はしない。 （添付八の記載は、基本、規制対象外として扱う。）													
21	表現の注意点について 基本設計方針の本文中に「設置変更許可添付八に規定された仕様を満たす…」の表現はしない。 （添付八の記載は、基本、規制対象外として扱う。）																		
21	表現の注意点について 基本設計方針の本文中に「設置変更許可添付八に規定された仕様を満たす…」の表現はしない。 （添付八の記載は、基本、規制対象外として扱う。）																		
<p>5. 「事業許可基準規則」及び「技術基準規則」と「基本設計方針」及び「添付書類」等との関係について</p> <p>基本設計方針の作成にあたり「事業許可基準規則」及び「技術基準規則」と「基本設計方針」及び「添付書類」等との関係を示すフローを以下に示す。 なお、基本設計方針の作成にあたっては、品質保証のプロセスを経て作成する。</p>	<p>5. 「設置許可基準規則」及び「技術基準規則」と「基本設計方針」及び「添付書類」等との関係について</p> <p>基本設計方針の作成にあたり「設置許可基準規則」及び「技術基準規則」と「基本設計方針」及び「添付書類」等との関係を示すフローを以下に示す。 なお、基本設計方針の作成にあたっては、品質保証のプロセスを経て作成する。</p>																		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた廃棄物管理施設の設工認作成要領【基本設計方針】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	廃棄物管理施設 設工認作成要領 (案)	発電所 工認作成要領	備考																
	<p>事業許可基準規則及び技術基準規則と設工認申請書基本設計方針及び添付書類の関係を示すフロー</p> <p>【設備の詳細設計】 設置許可基準規則</p> <p>【廃棄物管理施設の基本設計方針】 設置許可基準規則</p> <p>事業許可基準規則と技術基準規則の要求事項を比較し、設工認申請書への展開の有無を検討する。</p> <p>技術基準への適合性確認 (品質保証プロセス) 「技術基準規則」の要求事項に対する適合性を原則基本設計方針に記載する。 記載内容は「事業変更許可申請書本文」の記載を基本とし、技術基準規則への適合性を示すため詳細設計として必要な記載については、「添付五」の記載についても考慮する。 技術基準規則、事業変更許可申請書本文並びに事業変更許可申請書添付五と基本設計方針を対比する「要求事項との対比表」により適合性を示す。</p> <table border="1" data-bbox="1291 966 1380 1428"> <tr> <td>技術基準規則</td> <td>事業変更許可申請書本文</td> <td>事業変更許可申請書添付五</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>添付書類等への展開</td> </tr> </table> <p>設工認申請書基本設計方針</p> <p>設工認申請書添付書類</p> <p>詳細設計である技術基準規則の要求事項に対して品質保証のプロセスにて選定した基本的な設計方針を記載する。</p> <p>保安規定</p> <p>社内規定</p>	技術基準規則	事業変更許可申請書本文	事業変更許可申請書添付五	備考				添付書類等への展開	<p>設置許可基準規則及び技術基準規則と工事計画認可申請書基本設計方針及び添付書類の関係を示すフロー</p> <p>【設備の詳細設計】 設置許可基準規則及び解釈</p> <p>【プラントの基本設計方針】 設置許可基準規則及び解釈</p> <p>設置変更許可申請書本文</p> <p>設置変更許可申請書添付八</p> <p>設置許可基準規則と技術基準規則の要求事項を比較し、工事計画認可申請書への展開の有無を検討する。</p> <p>技術基準への適合性確認 (品質保証プロセス) 「技術基準規則及びその解釈」の要求事項に対する適合性を原則基本設計方針に記載する。 記載内容は、「設置変更許可申請書本文」の記載を基本とし、技術基準規則及びその解釈への適合性を示すため詳細設計として必要な記載については、「添付八」の記載についても考慮する。 技術基準規則及びその解釈、設置変更許可申請書本文並びに設置変更許可申請書添付八と基本設計方針を対比する「要求事項との対比表」により適合性を示す。</p> <table border="1" data-bbox="2359 871 2448 1480"> <tr> <td>技術基準規則</td> <td>設置変更許可申請書本文</td> <td>設置変更許可申請書添付八</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>添付書類等への展開</td> </tr> </table> <p>工事計画認可申請書基本設計方針</p> <p>工事計画認可申請書添付書類</p> <p>詳細設計である技術基準規則の要求事項に対して品質保証の内容から選定した基本的な設計方針を記載する。</p> <p>保安規定</p> <p>社内規定</p>	技術基準規則	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付八	備考				添付書類等への展開	
技術基準規則	事業変更許可申請書本文	事業変更許可申請書添付五	備考																
			添付書類等への展開																
技術基準規則	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付八	備考																
			添付書類等への展開																

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた廃棄物管理施設の設工認作成要領【基本設計方針】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	廃棄物管理施設 設工認作成要領（案）	発電所 工認作成要領	備考
		<p>6. 基本設計方針に添付する「主要設備リスト」及び「兼用設備リスト」のフォーマットについて</p> <p>施設ごとの主要な設備（要目表記載設備）について、設計基準対象施設と重大事故等対処設備との使用区分を識別するため耐震重要度分類、機器クラス、設備分類を記載した「表1 主要設備リスト」を添付する。</p> <p>また、兼用する設備のうち兼用先の施設／設備（系統）区分において主要設備リストに記載されない設備（要目表記載対象外設備）については、「表2 兼用設備リスト」に示す。</p> <p>(1) 主要設備リストの資料構成 主要設備リストのフォーマットは、基本設計方針と同様に変更前後の形式とし、記載順については要目表の記載順とする。設備リストの「設備（系統）区分」及び「機器区分」については、別表第二の設備別記載事項の設備名及び機器名を記載し、「名称」は要目表の名称と整合性を図る。</p> <p>(2) 兼用設備リストの資料構成 兼用設備リストには、主要設備リストのフォーマットに「主たる機能の施設／設備（系統）区分」の項目を追加する。「主たる機能の施設／設備（系統）区分」には兼用設備の主たる機能を使用する施設／設備（系統）区分（主施設）を記載する。</p> <p>(3) 設計基準対象施設の記載内容 当該設備（系統）区分において、設計基準対象施設として使用する各設備については、「耐震重要度分類」及び「機器クラス」を記載する。 耐震重要度分類は技術基準規則の規定による。なお、耐震重要度Sの設備のうち、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備については要求事項が異なるため、S*として通常の耐震重要度Sの設備と区別する。 また、耐震重要度B、Cの設備のうち、設置許可基準規則の解釈（別記2）や審査ガイドの要求によって基準地震動による評価が必要となる設備等についてはそれぞれ略語を定義し、通常の耐震重要度Bの設備と区別する。略語の定義について次の表に示す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物管理施設において、兼用設備は仕様表対象外であり、兼用に関する事項は基本設計方針で述べることとしているため、兼用設備リストは作成しない。 ・また、主要設備リストに記載の内容については仕様表に組み込むことから、記載方法については「仕様表の作成要領」にて展開するため、本要領から削除する。

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた廃棄物管理施設の設工認作成要領【基本設計方針】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	廃棄物管理施設 設工認作成要領 (案)	発電所 工認作成要領	備考																					
		<p>(特殊な耐震重要度B, Cの施設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1617 258 1715 287">略語</th> <th data-bbox="1715 258 2386 287">注記の記載</th> <th data-bbox="2386 258 2585 287">設備の例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1617 302 1715 384">B 1</td> <td data-bbox="1715 302 2386 384">Bクラスの設備のうち、共振のおそれがあるため、弾性設計用地震動S_dに2分の1を乗じたものによる地震力に対して耐震性を保持できる設計とするもの</td> <td data-bbox="2386 302 2585 384">燃料プール冷却浄化系熱交換器</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1617 390 1715 451">B 2</td> <td data-bbox="1715 390 2386 451">Bクラスの設備のうち、波及的影響によって、耐震重要施設がその安全機能を損なわないように設計するもの</td> <td data-bbox="2386 390 2585 451">燃料取替機</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1617 457 1715 548">B 3</td> <td data-bbox="1715 457 2386 548">Bクラスの設備のうち、基準地震動による地震力に対して使用済燃料プールの冷却、給水機能を保持できる設計とするもの</td> <td data-bbox="2386 457 2585 548">-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1617 554 1715 615">C 1</td> <td data-bbox="1715 554 2386 615">Cクラスの設備のうち、波及的影響によって、耐震重要施設がその安全機能を損なわないように設計するもの</td> <td data-bbox="2386 554 2585 615">-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1617 621 1715 720">C 2</td> <td data-bbox="1715 621 2386 720">Cクラスの設備のうち、基準地震動による地震力に対して火災感知及び消火の機能並びに溢水伝播を防止する機能を保持できる設計とするもの</td> <td data-bbox="2386 621 2585 720">原子炉建屋原子炉棟水密扉</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1617 726 1715 816">C 3</td> <td data-bbox="1715 726 2386 816">Cクラスの設備のうち、基準地震動による地震力に対して非常時における海水の取水機能を保持できる設計とするもの</td> <td data-bbox="2386 726 2585 816">取水構造物</td> </tr> </tbody> </table> <p>機器クラス区分のうち、クラス1～4機器、原子炉格納容器及び炉心支持構造物については技術基準規則の規定による。発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の規定を準用するものについては「火力技術基準」とする。</p> <p>容器、管、ポンプ、弁又は支持構造物のうちクラスを持たない機器については、「Non」とする。容器、管、ポンプ、弁又は支持構造物以外のものは「-」と記載する。また、当該設備（系統）区分において、設計基準対象施設として使用しないものについても「-」と記載する。</p> <p>火災防護設備及び浸水防護設備等は、防護対象が設計基準対象施設及び重大事故等対処設備である場合、設計基準対象施設として分類する。</p> <p>これら設備リストに記載する「略語の定義」について別紙6に示す。</p> <p>(4) 重大事故等対処設備の記載内容 当該設備（系統）区分において、重大事故等対処設備として使用する各設備については、変更後の「設備分類」及び「重大事故等機器クラス」を記載する。「設備分類」及び「重大事故等機器クラス」については設置変更許可添付八との整合性を図る。なお、重大事故防止設備のうち可搬型のものを「可搬/防止」、重大事故緩和設備のうち可搬型のものを「可搬/緩和」とし、それ以外の可搬型重大事故等対処設備を「可搬/その他」とする。</p> <p>「重大事故等機器クラス」において、容器、管、ポンプ、弁又は支持構造物以外のものは「-」と記載する。また、当該設備（系統）区分において、重大事故等対処設備として使用しないものについても「-」と記載する。</p> <p>(5) 主要設備リスト及び兼用設備リストの記載例 主要設備リスト及び兼用設備リストの記載例を別紙5に示す。</p>	略語	注記の記載	設備の例	B 1	Bクラスの設備のうち、共振のおそれがあるため、弾性設計用地震動S _d に2分の1を乗じたものによる地震力に対して耐震性を保持できる設計とするもの	燃料プール冷却浄化系熱交換器	B 2	Bクラスの設備のうち、波及的影響によって、耐震重要施設がその安全機能を損なわないように設計するもの	燃料取替機	B 3	Bクラスの設備のうち、基準地震動による地震力に対して使用済燃料プールの冷却、給水機能を保持できる設計とするもの	-	C 1	Cクラスの設備のうち、波及的影響によって、耐震重要施設がその安全機能を損なわないように設計するもの	-	C 2	Cクラスの設備のうち、基準地震動による地震力に対して火災感知及び消火の機能並びに溢水伝播を防止する機能を保持できる設計とするもの	原子炉建屋原子炉棟水密扉	C 3	Cクラスの設備のうち、基準地震動による地震力に対して非常時における海水の取水機能を保持できる設計とするもの	取水構造物	
略語	注記の記載	設備の例																						
B 1	Bクラスの設備のうち、共振のおそれがあるため、弾性設計用地震動S _d に2分の1を乗じたものによる地震力に対して耐震性を保持できる設計とするもの	燃料プール冷却浄化系熱交換器																						
B 2	Bクラスの設備のうち、波及的影響によって、耐震重要施設がその安全機能を損なわないように設計するもの	燃料取替機																						
B 3	Bクラスの設備のうち、基準地震動による地震力に対して使用済燃料プールの冷却、給水機能を保持できる設計とするもの	-																						
C 1	Cクラスの設備のうち、波及的影響によって、耐震重要施設がその安全機能を損なわないように設計するもの	-																						
C 2	Cクラスの設備のうち、基準地震動による地震力に対して火災感知及び消火の機能並びに溢水伝播を防止する機能を保持できる設計とするもの	原子炉建屋原子炉棟水密扉																						
C 3	Cクラスの設備のうち、基準地震動による地震力に対して非常時における海水の取水機能を保持できる設計とするもの	取水構造物																						

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた廃棄物管理施設の設工認作成要領【基本設計方針】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	廃棄物管理施設 設工認作成要領 (案)	発電所 工認作成要領	備考
	<p style="text-align: right;">別紙 1</p> <p style="text-align: center;">基本設計方針目次</p> <p>第 1 章 共通項目</p> <p>1. 核燃料物質の臨界の防止 (第4条)</p> <p>2. 地盤等 (第5条)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>3. 自然現象</p> <p>3.1 地震による損傷の防止 (第6条)</p> <p>3.1.1 耐震設計</p> <p>3.2 津波による損傷の防止 (第7条)</p> <p>3.3 外部からの衝撃による損傷の防止 (第8条)</p> <p>3.3.1 外部からの衝撃により防護すべき施設</p> <p>3.3.2 設計方針</p> </div> <p>4. 閉じ込めの機能</p> <p>4.1 閉じ込め (第10条)</p> <p>4.2 放射性廃棄物による汚染の防止に関する基本設計方針 (第19条)</p> <p>5. 火災による損傷の防止 (第11条)</p> <p>6. 遮蔽 (第20条)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>7. 設備に対する要求</p> <p>7.1 安全機能を有する施設 (第12条)</p> <p>7.2 材料及び構造 (第13条)</p> </div> <p>8. その他</p> <p>8.1 廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止 (第9条)</p> <p>8.2 安全避難通路等 (第23条)</p>	<p style="text-align: right;">別紙 1</p> <p style="text-align: center;">基本設計方針目次</p> <p>第 1 章 共通項目</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>1. 地盤等</p> <p>1.1 地盤 (第4条, 第49条)</p> <p>1.2 急傾斜地の崩壊の防止 (第10条)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>2. 自然現象</p> <p>2.1 地震による損傷の防止 (第5条, 第50条)</p> <p>2.1.1 耐震設計</p> <p>2.1.2 地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針</p> <p>2.2 津波による損傷の防止 (第6条, 第51条)</p> <p>2.3 外部からの衝撃による損傷の防止 (第7条, 第54条)</p> <p>2.3.1 外部からの衝撃より防護すべき施設</p> <p>2.3.2 設計基準事故時及び重大事故等時に生じる荷重の組合せ</p> <p>2.3.3 設計方針</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>3. 火災</p> <p>3.1 火災による損傷の防止 (第11条, 第52条)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>4. 溢水等</p> <p>4.1 溢水等による損傷の防止 (第12条, 第54条)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>5. 設備に対する要求</p> <p>5.1 安全設備, 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備 (第14条, 第15条, 第54条)</p> <p>5.1.1 通常運転時の一般要求</p> <p>5.1.2 多様性, 位置的分散等</p> <p>5.1.3 悪影響防止等</p> <p>5.1.4 容量等</p> <p>5.1.5 環境条件等</p> <p>5.1.6 操作性及び試験・検査性</p> <p>5.2 材料及び構造等 (第17条, 第55条)</p> <p>5.2.1 材料について</p> <p>5.2.2 構造及び強度について</p> <p>5.2.3 主要な耐圧部の溶接部 (溶接金属部及び熱影響部をいう。) について</p> </div> <p style="text-align: right;">(以下、省略)</p>	

発電炉 工認手続きガイド	廃棄物管理施設 設工認作成要領 (案)	発電所 工認作成要領	備考
	<p>第2章 個別項目</p> <p>○廃棄物管理設備本体</p> <p>1. 処理施設 (第18条)</p> <p>2. 管理施設</p> <p>2.1 系統構成及び主要設備 (第12条)</p> <p>2.2 管理施設の基本設計方針 (第17条)</p> <p>○放射性廃棄物の受入施設</p> <p>1. 放射性廃棄物の受入施設</p> <p>1.1 系統構成及び主要設備 (第12条)</p> <p>1.2 放射線管理施設の受入施設の基本設計方針 (第12条)</p> <p>○計測制御系統施設</p> <p>1. 計測制御系統施設</p> <p>1.1 系統構成及び主要設備 (第12条)</p> <p>1.2 計測制御系統施設の基本設計方針 (第15条)</p> <p>○放射線管理施設</p> <p>1. 放射線管理施設 (第16条)</p> <p>1.1 系統構成及び主要設備 (第12条)</p> <p>1.2 放射線管理施設の基本設計方針 (第16条)</p> <p>○気体廃棄物の廃棄施設</p> <p>1. 気体廃棄物の廃棄施設</p> <p>1.1 系統構成及び主要設備 (第12条)</p> <p>1.2 気体廃棄物の廃棄施設の基本設計方針 (第18条、第21条)</p> <p>○液体廃棄物の廃棄施設</p> <p>1. 液体廃棄物の廃棄施設</p> <p>1.1 系統構成及び主要設備 (第12条)</p> <p>1.2 液体廃棄物の廃棄施設の基本設計方針 (第18条)</p> <p>○固体廃棄物の廃棄施設</p> <p>1. 固体廃棄物の廃棄施設 (第18条)</p> <p>1.1 系統構成及び主要設備 (第12条)</p> <p>1.2 固体廃棄物の廃棄施設の基本設計方針 (第18条)</p>	<p>第2章 個別項目</p> <p>○原子炉本体</p> <p>1. 炉心等 (第23, 24条)</p> <p>2. 原子炉圧力容器</p> <p>2.1 原子炉圧力容器本体 (第14, 17, 23, 27条)</p> <p>2.2 監視試験片 (第22条)</p> <p>3. 流体振動等による損傷の防止 (第19条)</p> <p>○核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p> <p>1. 燃料取扱設備 (第26条)</p> <p>2. 燃料貯蔵設備 (第26条)</p> <p>3. 計測装置等 (第34, 47, 69, 73条)</p> <p>4. 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備 (第26, 69, 70, 71条)</p> <p>4.1 燃料プール冷却浄化系</p> <p>4.2 代替燃料プール注水系</p> <p>4.2.1 使用済燃料プール注水</p> <p>4.2.2 使用済燃料プールスプレイ</p> <p>4.3 代替燃料プール冷却系</p> <p>4.4 原子炉建屋放水設備</p> <p>4.4.1 大気への拡散抑制</p> <p>4.4.2 海洋への拡散抑制</p> <p>4.5 使用済燃料プールの水質維持</p> <p>4.6 使用済燃料プール接続配管</p> <p>4.7 水源, 代替水源供給設備</p> <p>4.7.1 重大事故等の収束に必要な水源</p> <p>4.7.2 代替水源供給設備</p> <p>○原子炉冷却系統施設 (蒸気タービンを除く。)</p> <p>1. 原子炉冷却材 (第25条)</p> <p>2. 原子炉冷却材再循環設備 (第33条)</p> <p>2.1 原子炉冷却材再循環系</p>	

発電炉 工認手続きガイド	廃棄物管理施設 設工認作成要領 (案)	発電所 工認作成要領	備考
	<p>○火災防護設備 (消防用設備)</p> <p>1. 火災防護設備 (消防用設備) の基本設計方針 (第11条)</p> <p>○電気設備</p> <p>1. 電気設備 (第22条)</p> <p>1.1 系統構成及び主要設備 (第12条)</p> <p>1.2 電気設備の基本設計方針 (第22条)</p> <p>○通信連絡設備</p> <p>1. 通信連絡設備</p> <p>1.1 系統構成及び主要設備 (第12条)</p> <p>1.2 通信連絡設備の基本設計方針 (第23条)</p> <p>○圧縮空気設備</p> <p>1. 圧縮空気設備</p> <p>1.1 系統構成及び主要設備 (第12条)</p> <p>○給水処理設備</p> <p>1. 給水処理設備</p> <p>1.1 系統構成及び主要設備 (第12条)</p> <p>○蒸気供給設備</p> <p>1. 蒸気供給設備</p> <p>1.1 系統構成及び主要設備 (第12条)</p>	<p>3. 原子炉冷却材の循環設備 (第20, 27, 28, 32, 33, 57, 61条)</p> <p>3.1 主蒸気系, 復水給水系等</p> <p>3.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ</p> <p>3.3 原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等</p> <p>3.4 逃がし安全弁の機能</p> <p>3.4.1 逃がし安全弁の容量</p> <p>3.4.2 過渡時自動減圧機能</p> <p>3.4.3 逃がし安全弁 (操作対象弁) の機能回復</p> <p>3.4.4 原子炉冷却材の漏えい量抑制</p> <p>4. 残留熱除去設備 (第26, 33, 61, 62, 63, 71条)</p> <p>4.1 残留熱除去系</p> <p>4.2 格納容器圧力逃がし装置</p> <p>4.3 耐圧強化ベント系</p> <p>4.4 水源, 代替水源供給設備</p> <p>5. 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備 (第32, 60, 61, 62, 71条)</p> <p>5.1 高圧炉心スプレイ系及び低圧炉心スプレイ系</p> <p>5.2 原子炉隔離時冷却系</p> <p>5.3 低圧注水系</p> <p>5.4 ほう酸水注入系</p> <p>5.5 高圧代替注水系</p> <p>5.6 低圧代替注水系</p> <p>5.6.1 低圧代替注水系 (常設) による原子炉注水</p> <p>5.6.2 低圧代替注水系 (可搬型) による原子炉注水</p> <p>5.7 代替循環冷却系</p> <p>5.8 水源, 代替水源供給設備</p> <p>6. 原子炉冷却材補給設備 (第33, 61条)</p> <p>6.1 原子炉隔離時冷却系</p> <p>7. 原子炉補機冷却設備 (第33, 62, 63, 64, 65, 66, 69条)</p> <p>7.1 残留熱除去系海水系</p> <p>7.2 緊急用海水系</p> <p>8. 原子炉冷却材浄化設備 (第29, 33条)</p> <p>8.1 原子炉冷却材浄化系</p> <p>9. 原子炉格納容器内の原子炉冷却材漏えいを監視する装置 (第28条)</p> <p>10. 流体振動等による損傷の防止 (第19条)</p> <p style="text-align: right;">(以下、省略)</p>	

発電炉 工認手続きガイド	廃棄物管理施設 設工認作成要領 (案)	発電所 工認作成要領	備考
	<p data-bbox="706 302 1513 331">各施設の基本設計方針記載事項と技術基準規則の各条文との対比一覧表</p> <p data-bbox="1071 365 1148 394">(省略)</p>	<p data-bbox="1685 302 2478 331">各施設の基本設計方針記載事項と技術基準規則の各条文との対比一覧表</p> <p data-bbox="2050 365 2128 394">(省略)</p>	

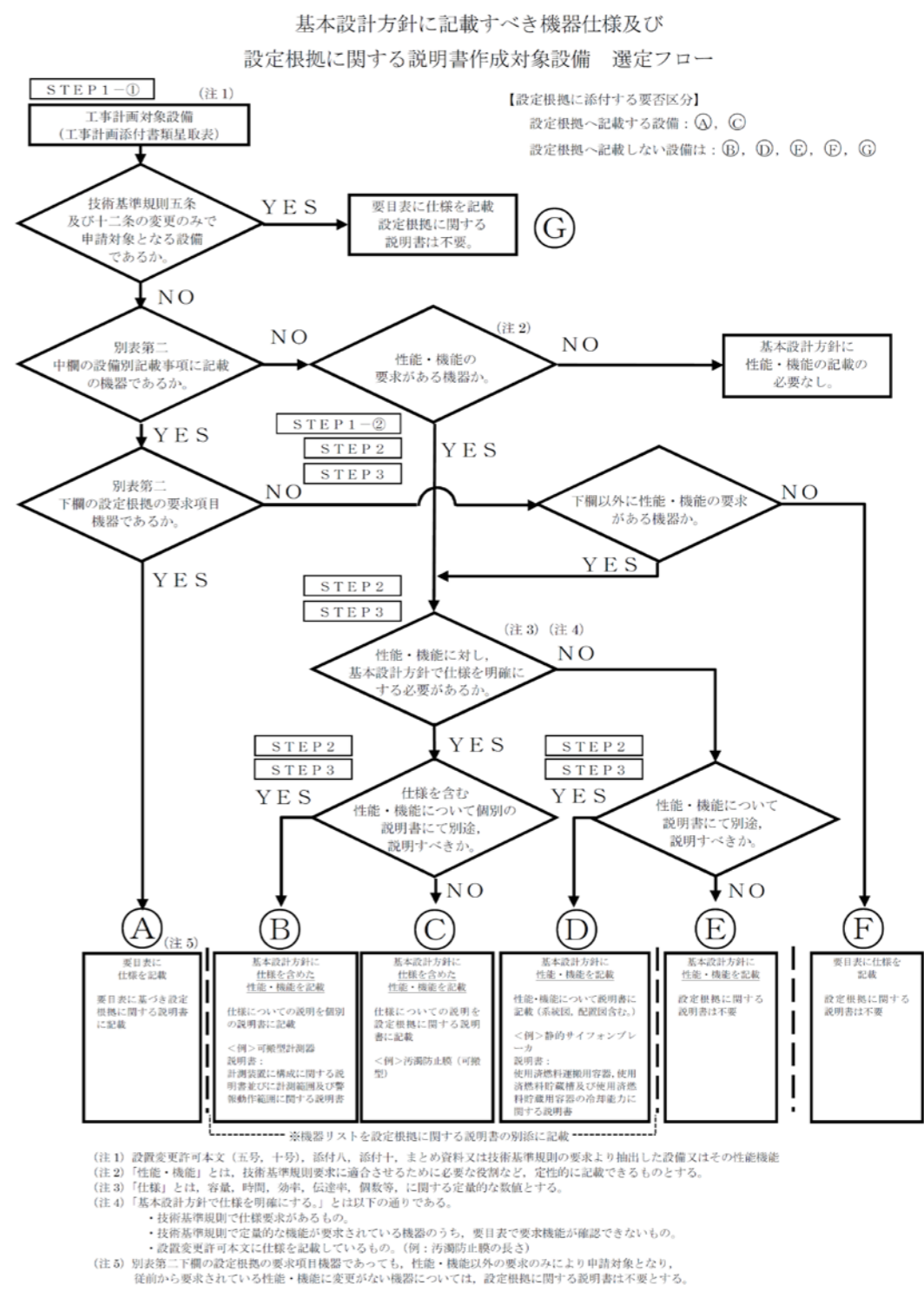
発電炉 工認手続きガイド	廃棄物管理施設 設工認作成要領 (案)	発電所 工認作成要領	備考																																																																										
	別紙 2	別紙 2																																																																											
	<p>廃棄物管理施設の基本設計方針 第2章 個別項目 目次</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="667 384 1121 417">基本設計方針 第2章 個別項目</th> <th data-bbox="1121 384 1573 417">事業変更許可申請書 目次 (参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="667 417 1121 430">○廃棄物管理設備本体</td> <td data-bbox="1121 417 1573 430">ハ. 廃棄物管理設備本体の構造及び設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 430 1121 443">1. 処理施設 (第18条)</td> <td data-bbox="1121 430 1573 443">(1) 処理施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 443 1121 455">2. 管理施設</td> <td data-bbox="1121 443 1573 455">(2) 管理施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 455 1121 468"> 2.1 系統構成及び主要設備 (第12条)</td> <td data-bbox="1121 455 1573 468">(i) 構造</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 468 1121 480"> 2.2 管理施設の基本設計方針 (第17条)</td> <td data-bbox="1121 468 1573 480">(ii) 主要な設備及び機器の種類</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 480 1121 493">○放射性廃棄物の受入施設</td> <td data-bbox="1121 480 1573 493">ニ. 放射性廃棄物の受入施設の構造及び設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 493 1121 506">1. 放射性廃棄物の受入施設</td> <td data-bbox="1121 493 1573 506">(1) 構造</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 506 1121 518"> 1.1 系統構成及び主要設備 (第12条)</td> <td data-bbox="1121 506 1573 518">(2) 主要な設備及び機器の種類</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 518 1121 531"> 1.2 放射線管理施設の受入施設の基本設計方針 (第12条)</td> <td data-bbox="1121 518 1573 531">(3) 受け入れる放射性廃棄物の種類及びその種類ごとの最大受入能力</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 531 1121 543">○計測制御系統施設</td> <td data-bbox="1121 531 1573 543">ホ. 計測制御系統施設の設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 543 1121 556">1. 計測制御系統施設</td> <td data-bbox="1121 543 1573 556">(1) 主要な工程計装設備の種類</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 556 1121 569"> 1.1 系統構成及び主要設備 (第12条)</td> <td data-bbox="1121 556 1573 569">(2) その他の主要な事項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 569 1121 581"> 1.2 計測制御系統施設の基本設計方針 (第15条)</td> <td data-bbox="1121 569 1573 581">ヘ. 放射線管理施設の設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 581 1121 594">○放射線管理施設</td> <td data-bbox="1121 581 1573 594">(1) 屋内管理用の主要な設備及び機器の種類</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 594 1121 606">1. 放射線管理施設 (第16条)</td> <td data-bbox="1121 594 1573 606">(2) 屋外管理用の主要な設備及び機器の種類</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 606 1121 619"> 1.1 系統構成及び主要設備 (第12条)</td> <td data-bbox="1121 606 1573 619">ト. その他廃棄物管理設備の附属施設の構造及び設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 619 1121 632"> 1.2 放射線管理施設の基本設計方針 (第16条)</td> <td data-bbox="1121 619 1573 632">(1) 気体廃棄物の廃棄施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 632 1121 644">○気体廃棄物の廃棄施設</td> <td data-bbox="1121 632 1573 644">(i) 構造</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 644 1121 657">1. 気体廃棄物の廃棄施設</td> <td data-bbox="1121 644 1573 657">(ii) 主要な設備及び機器の種類</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 657 1121 669"> 1.1 系統構成及び主要設備 (第12条)</td> <td data-bbox="1121 657 1573 669">(iii) 廃棄物の処理能力</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 669 1121 682"> 1.2 気体廃棄物の廃棄施設の基本設計方針 (第18条、第21条)</td> <td data-bbox="1121 669 1573 682">(iv) 廃気槽の最大保管廃棄能力</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1121 682 1573 695">(v) 排気口の位置</td> </tr> </tbody> </table>	基本設計方針 第2章 個別項目	事業変更許可申請書 目次 (参考)	○廃棄物管理設備本体	ハ. 廃棄物管理設備本体の構造及び設備	1. 処理施設 (第18条)	(1) 処理施設	2. 管理施設	(2) 管理施設	2.1 系統構成及び主要設備 (第12条)	(i) 構造	2.2 管理施設の基本設計方針 (第17条)	(ii) 主要な設備及び機器の種類	○放射性廃棄物の受入施設	ニ. 放射性廃棄物の受入施設の構造及び設備	1. 放射性廃棄物の受入施設	(1) 構造	1.1 系統構成及び主要設備 (第12条)	(2) 主要な設備及び機器の種類	1.2 放射線管理施設の受入施設の基本設計方針 (第12条)	(3) 受け入れる放射性廃棄物の種類及びその種類ごとの最大受入能力	○計測制御系統施設	ホ. 計測制御系統施設の設備	1. 計測制御系統施設	(1) 主要な工程計装設備の種類	1.1 系統構成及び主要設備 (第12条)	(2) その他の主要な事項	1.2 計測制御系統施設の基本設計方針 (第15条)	ヘ. 放射線管理施設の設備	○放射線管理施設	(1) 屋内管理用の主要な設備及び機器の種類	1. 放射線管理施設 (第16条)	(2) 屋外管理用の主要な設備及び機器の種類	1.1 系統構成及び主要設備 (第12条)	ト. その他廃棄物管理設備の附属施設の構造及び設備	1.2 放射線管理施設の基本設計方針 (第16条)	(1) 気体廃棄物の廃棄施設	○気体廃棄物の廃棄施設	(i) 構造	1. 気体廃棄物の廃棄施設	(ii) 主要な設備及び機器の種類	1.1 系統構成及び主要設備 (第12条)	(iii) 廃棄物の処理能力	1.2 気体廃棄物の廃棄施設の基本設計方針 (第18条、第21条)	(iv) 廃気槽の最大保管廃棄能力		(v) 排気口の位置	<p>原子炉本体の基本設計方針 第2章 個別項目 目次</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1596 384 2080 417">基本設計方針 第2章 個別項目</th> <th data-bbox="2080 384 2564 417">実用炉規則別表第二 (参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1596 417 2080 430">1. 炉心等</td> <td data-bbox="2080 417 2564 430">1. 炉型式, 定格熱出力等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1596 430 2080 443">2. 原子炉圧力容器</td> <td data-bbox="2080 430 2564 443">2. 炉心</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1596 443 2080 455"> 2.1 原子炉圧力容器本体</td> <td data-bbox="2080 443 2564 455">(1) 炉心形状</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1596 455 2080 468"> 2.2 監視試験片</td> <td data-bbox="2080 455 2564 468">(2) 燃料材の種類等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1596 468 2080 480">3. 流体振動等による損傷の防止</td> <td data-bbox="2080 468 2564 480">(3) 燃料材の最高温度</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="2080 480 2564 493">(4) 熱的制限値</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="2080 493 2564 506">(5) 炉心支持構造物</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="2080 506 2564 518">3. 反射材</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="2080 518 2564 531">4. 原子炉圧力容器</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="2080 531 2564 543">(1) 原子炉圧力容器</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="2080 543 2564 556">(2) 原子炉圧力容器支持構造物</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="2080 556 2564 569">(3) 原子炉圧力容器付属構造物</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="2080 569 2564 581">(4) 原子炉圧力容器内部構造物</td> </tr> </tbody> </table>	基本設計方針 第2章 個別項目	実用炉規則別表第二 (参考)	1. 炉心等	1. 炉型式, 定格熱出力等	2. 原子炉圧力容器	2. 炉心	2.1 原子炉圧力容器本体	(1) 炉心形状	2.2 監視試験片	(2) 燃料材の種類等	3. 流体振動等による損傷の防止	(3) 燃料材の最高温度		(4) 熱的制限値		(5) 炉心支持構造物		3. 反射材		4. 原子炉圧力容器		(1) 原子炉圧力容器		(2) 原子炉圧力容器支持構造物		(3) 原子炉圧力容器付属構造物		(4) 原子炉圧力容器内部構造物	
基本設計方針 第2章 個別項目	事業変更許可申請書 目次 (参考)																																																																												
○廃棄物管理設備本体	ハ. 廃棄物管理設備本体の構造及び設備																																																																												
1. 処理施設 (第18条)	(1) 処理施設																																																																												
2. 管理施設	(2) 管理施設																																																																												
2.1 系統構成及び主要設備 (第12条)	(i) 構造																																																																												
2.2 管理施設の基本設計方針 (第17条)	(ii) 主要な設備及び機器の種類																																																																												
○放射性廃棄物の受入施設	ニ. 放射性廃棄物の受入施設の構造及び設備																																																																												
1. 放射性廃棄物の受入施設	(1) 構造																																																																												
1.1 系統構成及び主要設備 (第12条)	(2) 主要な設備及び機器の種類																																																																												
1.2 放射線管理施設の受入施設の基本設計方針 (第12条)	(3) 受け入れる放射性廃棄物の種類及びその種類ごとの最大受入能力																																																																												
○計測制御系統施設	ホ. 計測制御系統施設の設備																																																																												
1. 計測制御系統施設	(1) 主要な工程計装設備の種類																																																																												
1.1 系統構成及び主要設備 (第12条)	(2) その他の主要な事項																																																																												
1.2 計測制御系統施設の基本設計方針 (第15条)	ヘ. 放射線管理施設の設備																																																																												
○放射線管理施設	(1) 屋内管理用の主要な設備及び機器の種類																																																																												
1. 放射線管理施設 (第16条)	(2) 屋外管理用の主要な設備及び機器の種類																																																																												
1.1 系統構成及び主要設備 (第12条)	ト. その他廃棄物管理設備の附属施設の構造及び設備																																																																												
1.2 放射線管理施設の基本設計方針 (第16条)	(1) 気体廃棄物の廃棄施設																																																																												
○気体廃棄物の廃棄施設	(i) 構造																																																																												
1. 気体廃棄物の廃棄施設	(ii) 主要な設備及び機器の種類																																																																												
1.1 系統構成及び主要設備 (第12条)	(iii) 廃棄物の処理能力																																																																												
1.2 気体廃棄物の廃棄施設の基本設計方針 (第18条、第21条)	(iv) 廃気槽の最大保管廃棄能力																																																																												
	(v) 排気口の位置																																																																												
基本設計方針 第2章 個別項目	実用炉規則別表第二 (参考)																																																																												
1. 炉心等	1. 炉型式, 定格熱出力等																																																																												
2. 原子炉圧力容器	2. 炉心																																																																												
2.1 原子炉圧力容器本体	(1) 炉心形状																																																																												
2.2 監視試験片	(2) 燃料材の種類等																																																																												
3. 流体振動等による損傷の防止	(3) 燃料材の最高温度																																																																												
	(4) 熱的制限値																																																																												
	(5) 炉心支持構造物																																																																												
	3. 反射材																																																																												
	4. 原子炉圧力容器																																																																												
	(1) 原子炉圧力容器																																																																												
	(2) 原子炉圧力容器支持構造物																																																																												
	(3) 原子炉圧力容器付属構造物																																																																												
	(4) 原子炉圧力容器内部構造物																																																																												

発電炉 工認手続きガイド	廃棄物管理施設 設工認作成要領 (案)		発電所 工認作成要領		備考
	<p>基本設計方針 第2章 個別項目</p> <p>○液体廃棄物の廃棄施設 1. 液体廃棄物の廃棄施設 1.1 系統構成及び主要設備 (第12条) 1.2 液体廃棄物の廃棄施設の基本設計方針 (第18条)</p> <p>○固体廃棄物の廃棄施設 1. 固体廃棄物の廃棄施設 (第18条) 1.1 系統構成及び主要設備 (第12条) 1.2 固体廃棄物の廃棄施設の基本設計方針 (第18条)</p> <p>○火災防護設備 (消防用設備) 1. 火災防護設備 (消防用設備) (第11条) 1.1 系統構成及び主要設備 (第12条) 1.2 火災防護設備 (消防用設備)の基本設計方針 (第11条)</p> <p>○電気設備 1. 電気設備 (第22条) 1.1 系統構成及び主要設備 (第12条) 1.2 電気設備の基本設計方針 (第22条)</p> <p>○通信連絡設備 1. 通信連絡設備 1.1 系統構成及び主要設備 (第12条) 1.2 通信連絡設備の基本設計方針 (第23条)</p>	<p>事業変更許可申請書 目次 (参考)</p> <p>ト. その他廃棄物管理設備の附属施設の構造及び設備 (2)液体廃棄物の廃棄施設 (i)構造 (ii)主要な設備及び機器の種類 (iii)廃棄物の処理能力 (iv)廃気槽の最大保管廃棄能力 (v)排気口の位置</p> <p>(3)固体廃棄物の廃棄施設 (i)構造 (ii)主要な設備及び機器の種類 (iii)廃棄物の処理能力 (iv)廃気槽の最大保管廃棄能力</p> <p>(4)非常用電源設備の構造</p> <p>(5)主要な実験設備の構造</p> <p>(6)その他の主要な事項 (i)火災防護設備 (消防用設備)</p> <p>(ii)電気設備</p> <p>(iii)通信連絡設備</p>	<p>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針 第2章 個別項目 目次</p> <p>基本設計方針 第2章 個別項目</p> <p>1. 燃料取扱設備</p> <p>2. 燃料貯蔵設備</p> <p>3. 計測装置等</p> <p>4. 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備 4.1 燃料プール冷却浄化系 4.2 代替燃料プール注水系 4.2.1 使用済燃料プール注水 4.2.1.1 代替燃料プール注水系 (注水ライン)を使用した使用済燃料プール注水 (1) 常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系 (注水ライン) (2) 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系 (注水ライン)</p>	<p>実用炉規則別表第二 (参考)</p> <p>1. 燃料取扱設備 (1) 新燃料又は使用済燃料を取り扱う機器 (2) 原子炉ウエル (3) 使用済燃料運搬用容器</p> <p>2. 新燃料貯蔵設備 (1) 新燃料貯蔵庫 (2) 新燃料貯蔵ラック</p> <p>3. 使用済燃料貯蔵設備 (1) 使用済燃料貯蔵槽 (2) 使用済燃料運搬用容器ピット (3) 使用済燃料貯蔵ラック (4) 破損燃料貯蔵ラック (5) 制御棒貯蔵ラック (6) 制御棒貯蔵ハンガ (7) 使用済燃料貯蔵用容器 (8) 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置 (9) 使用済燃料貯蔵用容器の密封性を監視する装置</p> <p>4. 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備 (1) 熱交換器 (2) ポンプ (3) 容器 (4) 貯蔵槽 (5) スキマサージ槽 (6) ろ過装置 (7) 主要弁 (8) 主配管</p>	

発電炉 工認手続きガイド	廃棄物管理施設 設工認作成要領 (案)		発電所 工認作成要領		備考																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="664 380 1121 413">基本設計方針 第2章 個別項目</th> <th data-bbox="1121 380 1576 413">事業変更許可申請書 目次 (参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="664 447 1121 577">○圧縮空気設備 1. 圧縮空気設備 1.1 系統構成及び主要設備 (第12条)</td> <td data-bbox="1121 447 1576 577">7.5.5 空気圧設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="664 611 1121 741">○給水処理設備 1. 給水処理設備 1.1 系統構成及び主要設備 (第12条)</td> <td data-bbox="1121 611 1576 741">7.5.6 給水処理設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="664 774 1121 905">○蒸気供給設備 1. 蒸気供給設備 1.1 系統構成及び主要設備 (第12条)</td> <td data-bbox="1121 774 1576 905">7.5.7 蒸気供給設備</td> </tr> </tbody> </table>		基本設計方針 第2章 個別項目	事業変更許可申請書 目次 (参考)	○圧縮空気設備 1. 圧縮空気設備 1.1 系統構成及び主要設備 (第12条)	7.5.5 空気圧設備	○給水処理設備 1. 給水処理設備 1.1 系統構成及び主要設備 (第12条)	7.5.6 給水処理設備	○蒸気供給設備 1. 蒸気供給設備 1.1 系統構成及び主要設備 (第12条)	7.5.7 蒸気供給設備	<p>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針 第2章 個別項目 目次</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1599 380 2101 413">基本設計方針 第2章 個別項目</th> <th data-bbox="2101 380 2564 413">実用炉規則別表第二 (参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1599 426 2101 930">4.2.1.2 代替燃料プール注水系 (常設スプレイヘッド) を使用した使用済燃料プール注水 (1) 常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系 (常設スプレイヘッド) (2) 可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系 (常設スプレイヘッド)</td> <td data-bbox="2101 426 2564 930"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1599 942 2101 976">4.2.1.3 代替燃料プール注水系 (可搬型スプレイノズル) を使用した使用済燃料プール注水</td> <td data-bbox="2101 942 2564 976"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1599 989 2101 1022">4.2.2 使用済燃料プールのスプレイ</td> <td data-bbox="2101 989 2564 1022"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1599 1035 2101 1371">4.2.2.1 代替燃料プール注水系 (常設スプレイヘッド) を使用した使用済燃料プールのスプレイ (1) 常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系 (常設スプレイヘッド) (2) 可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系 (常設スプレイヘッド)</td> <td data-bbox="2101 1035 2564 1371"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1599 1383 2101 1530">4.2.2.2 代替燃料プール注水系 (可搬型スプレイノズル) を使用した使用済燃料プールのスプレイ</td> <td data-bbox="2101 1383 2564 1530"></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(以下、省略)</p>		基本設計方針 第2章 個別項目	実用炉規則別表第二 (参考)	4.2.1.2 代替燃料プール注水系 (常設スプレイヘッド) を使用した使用済燃料プール注水 (1) 常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系 (常設スプレイヘッド) (2) 可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系 (常設スプレイヘッド)		4.2.1.3 代替燃料プール注水系 (可搬型スプレイノズル) を使用した使用済燃料プール注水		4.2.2 使用済燃料プールのスプレイ		4.2.2.1 代替燃料プール注水系 (常設スプレイヘッド) を使用した使用済燃料プールのスプレイ (1) 常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系 (常設スプレイヘッド) (2) 可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系 (常設スプレイヘッド)		4.2.2.2 代替燃料プール注水系 (可搬型スプレイノズル) を使用した使用済燃料プールのスプレイ		
基本設計方針 第2章 個別項目	事業変更許可申請書 目次 (参考)																								
○圧縮空気設備 1. 圧縮空気設備 1.1 系統構成及び主要設備 (第12条)	7.5.5 空気圧設備																								
○給水処理設備 1. 給水処理設備 1.1 系統構成及び主要設備 (第12条)	7.5.6 給水処理設備																								
○蒸気供給設備 1. 蒸気供給設備 1.1 系統構成及び主要設備 (第12条)	7.5.7 蒸気供給設備																								
基本設計方針 第2章 個別項目	実用炉規則別表第二 (参考)																								
4.2.1.2 代替燃料プール注水系 (常設スプレイヘッド) を使用した使用済燃料プール注水 (1) 常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系 (常設スプレイヘッド) (2) 可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系 (常設スプレイヘッド)																									
4.2.1.3 代替燃料プール注水系 (可搬型スプレイノズル) を使用した使用済燃料プール注水																									
4.2.2 使用済燃料プールのスプレイ																									
4.2.2.1 代替燃料プール注水系 (常設スプレイヘッド) を使用した使用済燃料プールのスプレイ (1) 常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系 (常設スプレイヘッド) (2) 可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系 (常設スプレイヘッド)																									
4.2.2.2 代替燃料プール注水系 (可搬型スプレイノズル) を使用した使用済燃料プールのスプレイ																									

発電炉 工認手続きガイド	廃棄物管理施設 設工認作成要領 (案)	発電所 工認作成要領	備考
	基本設計方針比較表 (省略) <p style="text-align: right;">別紙 3</p>	基本設計方針比較表 (省略) <p style="text-align: right;">別紙 3</p>	

【検討中】

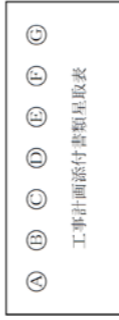


【検討中】

基本設計方針～機器仕様を記載する機器の選定順序について

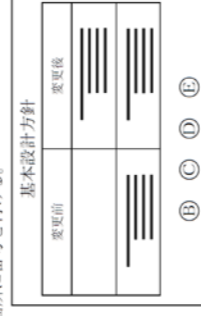
STEP1-① : 技術基準規則要求設備 (機器) の抽出

「工事計画添付書類取表」を使用し、技術基準規則要求 (要目表対象外含む。) 設備 (機器) を全て抽出する。



STEP1-② : 基本設計方針記載の設定根拠作成対象設備の選定 (色分け)

a: 基本設計方針に記載している設備について、選定フローにより抽出する。(分類ごとに色分け)
 b: 基本設計方針記載内容と技術基準要求機器リスト (STEP2資料) とのリンクが分かるように、色分けした箇所に番号を付ける。



STEP2 : 基本設計方針～機器仕様を記載する機器の選定

STEP1-①-②で抽出された設備から、基本設計方針～機器仕様を記載する必要がある機器を選定する。選定にあたっては、以下の通りとする。

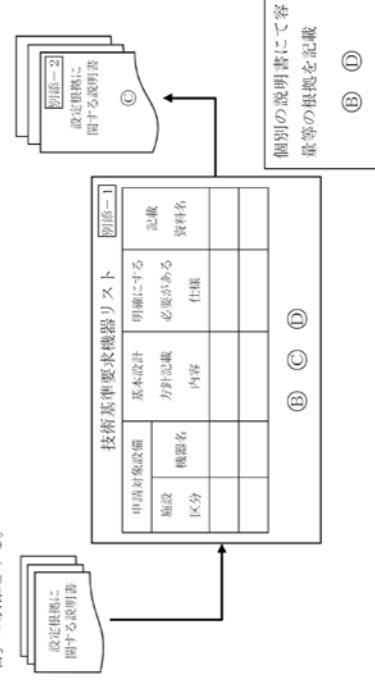
1. 工事計画添付書類取表から⑧、⑨、⑩に整理された設備を「技術基準要求機器リスト (ヒアリング用)」に反映する。その際、「関連条文」、「DB/SA」及び「系統」の情報も合わせて記載する。
2. STEP1-②bの番号と機器リスト記載の機器がリンクするように番号を記載する。
3. STEP1-②aの基本設計方針を基に、技術基準要求機器リストを作成する。
4. 基本設計方針に記載する内容を具体的に記載する。機器仕様を記載する設備は、仕様を記載する。選定フローにて⑧、⑨、⑩となった機器に対して、関係する資料名を記載する。

【技術基準要求機器リスト】 (ヒアリング用①) ② ③ ④ ⑤

申請対象設備 施設 区分	1.項		2.項		3.項		4.項		5.項		
	系統	機器名	DB/SA	関連 条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー	性能・ 機能	明確にする 必要がある仕様	記載内容	記載資料名	備考

STEP3 : 工事計画認可申請補正書への添付

工事計画認可申請補正書に添付するフォーマットに編集し、「設定根拠に関する説明書」の別添とする。



- ② : 基本設計方針にのみ記載する設備で個別の説明書に記載
- ③ : 基本設計方針にのみ記載する設備で設定根拠説明書の別添作成
- ④ : 基本設計方針にのみ記載する設備で個別の説明書に記載

発電炉 工認手続きガイド

廃棄物管理施設 設工認作成要領 (案)

別紙5
設備リスト記載例 (1/4)

表1 原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)の主要設備リスト(1/18)

設備区分	系統名	機器区分	名称	変更前		変更後		重大事故等対処設備*	重大事故等機器クラス
				耐震重要度分類	機器クラス	耐震重要度分類	機器クラス		
原子炉冷却材再循環設備	原子炉冷却材再循環系	ポンプ	再循環系ポンプ	S	クラス1	-	-	-	-
			原子炉圧力容器	-	-	-	-	-	-
			再循環系ポンプ吸込管分岐点	S	クラス1	-	-	-	-
			再循環系ポンプ吸込管分岐点	S	クラス1	-	-	-	-
			弁 B35-F023A	S	クラス1	-	-	-	-
			原子炉圧力容器	S	クラス1	-	-	-	-
			弁 B35-F023B	S	クラス1	-	-	-	-
			弁 B35-F023A, B	S	クラス1	-	-	-	-
			再循環系ポンプA, B	S	クラス1	-	-	-	-
			再循環系ポンプA, B	S	クラス1	-	-	-	-
			弁 B35-F067A, B	S	クラス1	-	-	-	-
			弁 B35-F067A, B	S	クラス1	-	-	-	-
			再循環系ポンプA, B吐出管合流点	S	クラス1	-	-	-	-
			再循環系ポンプA, B吐出管合流点	S	クラス1	-	-	-	-
			マニホールド管	S	クラス1	-	-	-	-
マニホールド管	S	クラス1	-	-	-	-			
マニホールド管	S	クラス1	-	-	-	-			
ジェットポンプへの供給管	S	クラス1	-	-	-	-			
自動減圧機能用アキュムレータ	S	クラス3	-	-	-	-	常設/備和	SAクラス2	
逃がし安全弁制御用アキュムレータ	S	クラス3	-	-	-	-	-	-	
主蒸気流量制限器	S	-	-	-	-	-	-	-	
安全弁及び逃がし弁	S	-	-	-	-	-	-	-	
安全弁及び逃がし弁	S	-	-	-	-	-	-	-	

(以下、省略)

備考
廃棄物管理施設の設工認には、主要設備リストを添付しないことから削除する。

各施設の基本設計方針記載事項と技術基準規則の各条文との対比一覧表

		設計基準対象施設																				
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
条文		臨 界 の 防 止	地 盤	地 震	津 波	外 部 衝 撃	不 法 侵 入	閉 じ 込 め	火 災	安 全 機 能 を 有 す る 施 設	材 料 及 び 構 造	搬 送 設 備	計 測 制 御 系 統 施 設	放 射 線 管 理 施 設	受 入 施 設 又 は 管 理 施 設	処 理 施 設 及 び 廃 棄 施 設	汚 染 の 防 止	遮 蔽	換 気 設 備	予 備 電 源	通 信 連 絡 設 備 等	
技術基準規則 追加要求事項 (○有)			○	○		○	○		○	○										○	○	
分類		共 通	共 通	共 通	共 通	共 通	共 通	共 通	共 通	共 通	共 通	個 別	個 別	個 別	個 別	個 別	共 通	共 通	個 別	個 別	共 通	
共通項目/廃棄物管理施設の種類																						
共通項目 (廃棄物管理設備本体にまとめて記載)	1. 核燃料物質の臨界防止	○																				
	2. 地盤		○																			
	3. 自然現象	3.1 地震による損傷の防止			○																	
		3.2 津波による損傷の防止				○																
		3.3 外部からの衝撃による損傷の防止					○															
	4. 閉じ込めの機能	4.1 閉じ込め							○													
		4.2 放射性廃棄物による汚染の防止に係る基本設計方針															○					
	5. 火災等による損傷の防止								○													
	6. 遮蔽																	○				
	7. 設備に対する要求事項	7.1 安全機能を有する施設									○											
7.2 材料及び構造											○											
8. その他	8.1 廃棄物管理施設への不法な侵入等の防止							○														
	8.2 安全難通路等																				○	
個別項目	1. 廃棄物管理設備本体																					
	1.1	処理施設								○												
	1.2	1.2.1 系統構成及び主要設備									○											
		1.2.2 管理施設の基本設計方針											○			○						
	放射性廃棄物の受入施設																					
	2.	2.1 系統構成及び主要設備									○											
		2.2 放射性廃棄物の受入施設の基本設計方針											○									
	計測制御系統施設																					
	3.	3.1 系統構成及び主要設備									○											
		3.2 計測制御系統施設の基本設計方針												○								
	放射線管理施設																					
	4.	4.1 系統構成及び主要設備									○											
		4.2 放射線管理施設の基本設計方針														○						

